

# 国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視

## 結果報告書

平成 26 年 10 月

九州管区行政評価局

## 目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視の結果	
1	河川管理施設等の維持管理状況	2
(1)	河川管理施設等の適切な維持管理	2
(2)	樋門・樋管の操作員の体制の多重化	20
2	河川の不法占用等の解消に向けた取組状況	26
(1)	占用許可の適正な実施	26
(2)	不法占用等の適切かつ効果的な是正	46
(3)	不法係留船対策の推進	77
(4)	洪水に備えた河川敷駐車場の使用制限の徹底	87

## 説明図表目次

### 1 河川管理施設等の維持管理状況

#### (1) 河川管理施設等の適切な維持管理

表 1-(1)-①	河川法関係法令（抜粋）	6
表 1-(1)-②	九州地方整備局平常時河川巡視規程（平成 24 年 11 月 9 日国九整規第 6 号）（抜粋）	6
表 1-(1)-③	堤防及び河川管理施設の土木構造物部分に係る定期点検の概要	1 0
表 1-(1)-④	河川管理施設の機械設備（ゲート施設）に係る定期点検の概要	1 0
表 1-(1)-⑤	河川管理施設の機械設備（ポンプ施設）に係る定期点検の概要	1 0
表 1-(1)-⑥	許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインについて（平成 26 年 3 月 31 日付け国土交通省水管理・国土保全局事務連絡）（抜粋）	1 1
表 1-(1)-⑦	許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインについて（平成 23 年 5 月 11 日付け国土交通省河川局事務連絡）（抜粋）	1 2
表 1-(1)-⑧	調査した 2 水系に設置されている河川管理施設	1 3
表 1-(1)-⑨	調査した 2 水系に設置されている主な許可工作物	1 3
表 1-(1)-⑩	遠賀川河川事務所における許可工作物の点検結果の報告状況（平成 25 年度）	1 3
表 1-(1)-⑪	河川管理施設の維持管理が十分でない事例	1 4
表 1-(1)-⑫	許可工作物の維持管理が十分でない事例	1 7

#### (2) 樋門・樋管の操作員の体制の多重化

図 1-(2)-①	水門や排水樋門・樋管の役割	2 2
表 1-(2)-①	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）（抜粋）	2 2
表 1-(2)-②	操作点検整備委託契約等	2 3
表 1-(2)-③	樋門・樋管操作点検整備講習会の概要	2 4
表 1-(2)-④	樋門・樋管点検整備記録表の報告状況	2 4
表 1-(2)-⑤	一人の操作員が複数の樋門・樋管の操作等を担当している状況	2 5
表 1-(2)-⑥	操作代理人の配置状況	2 5
表 1-(2)-⑦	操作員の確保に関する現状と課題に係る市町村意見	2 5

### 2 河川の不法占用等の解消に向けた取組状況

#### (1) 占用許可の適正な実施

表 2-(1)-①	河川法関係法令等（抜粋）	3 1
表 2-(1)-②	河川敷地の占用許可に関する規定（抜粋）	3 3
表 2-(1)-③	遠賀川流域 3 市における占用許可の更新手続の状況	3 8
表 2-(1)-④	遠賀川水系において野球場として利用されている河川敷広場	

	等の使用実態等	39
表2-(1)-⑤	占有許可を受けている運動公園等における目的外使用、無許可 工作物の設置事例	43
<b>(2) 不法占有等の適切かつ効果的な是正</b>		
表2-(2)-①	河川法施行令（抜粋）	50
図2-(2)-①	不法行為の一般的な処理フロー	51
図2-(2)-②	河川巡視の仕組み	52
表2-(2)-②	不法占有事例の発生状況	53
表2-(2)-③	遠賀川河川事務所における長期不法占有事例に対する指導・ 措置状況	54
表2-(2)-④	不法投棄の発生状況	55
表2-(2)-⑤	河川敷地における不法占有に係る事例	56
表2-(2)-⑥	河川敷地における不法投棄に係る事例	69
<b>(3) 不法係留船対策の推進</b>		
表2-(3)-①	「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成10年2月12 日付け建設省河川局長）（抜粋）	80
表2-(3)-②	抽出6水系に係る平成10年河川局長通達に基づく計画的な 不法係留船対策の実施状況	81
表2-(3)-③	遠賀川河川事務所における平成10年河川局長通達に基づく 計画的な不法係留船対策の実施状況	81
表2-(3)-④	護岸に無許可で設置されている係留柱又は係留環に係留され た沈船が、長期間放置されたままとなっているもの	83
表2-(3)-⑤	護岸に無許可で設置されている係留柱に係留された船首が 大きく欠けている破損船が、放置されたままとなっている もの	84
表2-(3)-⑥	「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合 的対策に関する推進計画」（平成25年5月22日付け国水政第11 号水管理・国土保全局水政課長）の概要	85
表2-(3)-⑦	宮崎河川国道事務所における不法係留船に対する撤去指導の 実施状況	86
<b>(4) 洪水に備えた河川敷駐車場の使用制限の徹底</b>		
表2-(4)-①	河川敷内に駐車していた車両が浸水した事例（平成24年度）	89
表2-(4)-②	河川敷内に駐車していた車両が浸水した事例（平成26年度）	89
表2-(4)-③	駐車広場管理規則等の策定状況	90
表2-(4)-④	駐車広場における利用時間の掲示、進入防止設備の設置状況等	91

## 第1 行政評価・監視の目的等

### 1 目的

本行政評価・監視は、国が管理する直轄河川について、豪雨被害の軽減化を図るとともに、河川区域の適切な管理及びそれによる住民の安全・安心を確保する観点から、①河川管理施設等の維持管理状況、②河川の不法占用等の解消に向けた取組状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

### 2 対象機関

#### (1) 調査対象機関

九州地方整備局、遠賀川河川事務所、宮崎河川国道事務所

#### (2) 関連調査等対象機関

北九州市、直方市、田川市、中間市、宮崎市、福智町

### 3 担当部局

九州管区行政評価局  
宮崎行政評価事務所

### 4 実施時期

平成26年4月～9月

## 第2 行政評価・監視の結果

### 1 河川管理施設等の維持管理状況

#### (1) 河川管理施設等の適切な維持管理

所見表示	説明図表番号
<p>河川管理施設は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項において、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設とされており、河川管理者は、河川管理施設を良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならないとされている。</p> <p>また、河川法第 26 条第 1 項により、河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないとされており（以下これらの工作物を「許可工作物」という。）、同法第 31 条第 1 項により、許可工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならず、届出を受けた河川管理者は、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができるとされている（同条第 2 項）。</p> <p>さらに、これらの河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、平成 25 年 12 月、改正河川法が施行され、同法第 15 条の 2 第 1 項において、河川管理施設等の管理者は、河川管理施設等を良好な状態に保つように維持・修繕し、もって公共の安全が保持されるよう努めなければならないと規定され、河川管理施設等の維持・修繕に関する技術的基準も別に定められている。</p>	<p>表 1-(1)-①</p>
<p>今回調査した遠賀川河川事務所及び宮崎河川国道事務所では、河川の異状及び変化等を発見し、適正な河川管理を行うことを目的として、「九州地方整備局平常時河川巡視規程」（平成 24 年 11 月 9 日付け国九整規第 6 号）に基づき、定期的に河川巡視を行っている。河川巡視の実施に当たっては、同規程に基づき、河川法第 77 条第 1 項に定める河川監理員及び所属の職員の中から事務所長が任命した河川巡視員により行うこととされているが、同規程に基づき、河川巡視業務を民間業者等に委託している。河川巡視員は、巡視により、河川管理施設の損傷等の変状を把握し、概要（日時、場所、状況等）を記録の上、河川監理員（両事務所出張所長）に報告しているほか、許可工作物については、重大な損傷等の変状を把握した場合は河川監理員に報告することとしている。</p>	<p>表 1-(1)-②</p>
<p>また、河川管理施設の定期点検について、2 河川（国道）事務所では、出水期前の期間（11 月から 2 月）に、専門業者が、堤防（全箇所）及び河川管理施設（土木構造部分の全箇所）を対象として、徒歩による目視又は計測機器を使用して行っているほか、機械設備を伴う河川管理施設については、年 1 回、専門業者による定期点検を実施している。</p>	<p>表 1-(1)-③ 表 1-(1)-④ 表 1-(1)-⑤</p>

一方、許可工作物について、2河川（国道）事務所では、平成25年12月の改正河川法の施行に伴い、許可工作物についても設置者による維持又は修繕の義務が明確化されたことを踏まえ、「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインについて」（平成26年3月31日付け国土交通省水管理・国土保全局事務連絡）に基づき、設置者による点検時等に施設の異状が発生した場合は、河川管理者に情報連絡を行わせ、設置者の対応方針を確認するとともに、設置者の対応方針が公共の安全の保持その他の河川管理上の観点から不適切と判断される場合には、口頭で適切な対応を指導することとしている。また、設置者による点検に加え、出水期前に河川管理者と設置者が相互理解のもと、合同で点検を行うよう働きかけ、その中で必要な助言を行うこととしている。

表1-(1)-⑥

表1-(1)-⑦

今回、遠賀川水系（遠賀川河川事務所が管理）及び大淀川水系（宮崎河川国道事務所が管理）の直轄管理区間について、河川管理施設等の維持管理状況を調査した結果は、次のとおりである。

ア 河川管理施設等の設置状況

(ア) 調査した遠賀川水系及び大淀川水系に設置されている河川管理施設数は、平成26年3月31日現在、遠賀川水系が合計897施設、大淀川水系が合計176施設であり、その種類別内訳をみると、2水系とも、樋門・樋管が全体の80%以上を占めており（遠賀川水系753施設（83.9%）、大淀川水系154施設（87.5%））、それ以外では、遠賀川水系では、陸開（75施設）、床止め（25施設）、排水機場（20施設）、堰（12施設）などの順で、大淀川水系では、水門（10施設）、排水機場（8施設）、床止め（4施設）の順で多くなっている。

表1-(1)-⑧

(イ) 2水系に設置されている許可工作物数は、平成25年4月30日現在、遠賀川水系が合計1,601施設、大淀川水系が合計802施設となっており、その主な種類別内訳は、両水系とも、埋設物等（水道管、排水管など）、橋梁、樋門・樋管、堰などとなっている。

表1-(1)-⑨

イ 河川巡視の実施状況

遠賀川河川事務所では、河川巡視で把握した案件について、「措置不要」、「詳細調査」、「経過監視」、「要対策」及び「対策済み」のいずれかの措置方針を決定し、「要対策」としたものについては、当年度中に措置を講ずることとしている。

今回、平成25年度の遠賀川河川事務所における河川巡視の実施状況を調査したところ、河川巡視で把握した1,604件の大半がごみの投棄に関するもので、その場で回収したこと等をもって「対策済み」としており、「要対策」としたものは70件（4.4%）と少ないものとなっている。

この「要対策」とされた70件について、河川事務所では、平成25年度中に

全て措置済みであるとしているが、その主な内訳をみると、河川管理施設に関するものは 37 件及び許可工作物に関するものは 3 件となっており、河川管理施設等については、河川巡視により異状等が発見され、修繕等の措置が講じられることは相対的に少ないものとなっている。

#### ウ 許可工作物の点検報告の状況

遠賀川河川事務所管内における許可工作物について、平成 25 年度の定期点検（26 年 2 月～3 月）の実施状況をみると、河川事務所への報告の対象となった許可工作物（517 施設）のうち、24 施設（4.6%）については、25 年度末までに報告がなく、同河川事務所による異状の有無の把握等がなされていない。

また、報告済みの 493 施設のうち、設置者が「問題あり」としたものは 101 施設（20.5%）あるが、これについて、同事務所では、河川管理上、緊急を要するほどの支障はなく、施設管理は一義的には設置者に管理責任があるとして、設置者におけるその後の措置状況を把握していない。

#### エ 河川管理施設等の維持管理状況

今回、当局が 2 河川（国道）事務所が管轄する遠賀川水系及び大淀川水系に設置されている河川管理施設等を実地に調査したところ、次のとおり、その維持管理が十分でない事例がみられた。

##### （ア）河川管理施設

- ① 護岸の一部が陥没している又は倒壊しかけているもの（2 事例）
- ② 護岸に樹木が生育し、成長に伴って護岸に損傷を与えるおそれがあるもの（13 事例）
- ③ 樋門・樋管の進入防止柵が施錠されておらず、部外者が容易に進入できるもの（2 事例）
- ④ 樋管の水路内にバレーボール大の転石が放置され、流路を阻害するおそれがあるもの（1 事例）
- ⑤ 用途が廃止されたが、撤去計画等が未策定のまま、放置されているもの（1 事例）

（注）上記 19 事例のうち、12 事例は、調査途上において措置済みである。

上記 19 事例について、2 河川（国道）事務所が把握していたのは 4 事例であり、残り 15 事例は未把握となっていた。

これについて、2 河川（国道）事務所では、「河川巡視又は堤防点検時には確認できなかったもの」等であるとしているが、河川巡視及び定期点検のなお一層の充実が望まれる。

##### （イ）許可工作物

表 1-(1)-⑩

表 1-(1)-⑪

表 1-(1)-⑫



- ① 施設の大部分で老朽化が進行したため、各部位に腐食や劣化が生じているもの（5事例）
  - ② 樋管のゲートにつた類が巻き付き開閉操作に支障が生じているもの（2事例）
  - ③ 護岸に樹木が生育しており、成長に伴って護岸に損傷を与えるおそれがあるもの（2事例）
  - ④ 樋管等の進入防止柵が設置されておらず、部外者が容易に進入できるもの（6事例）
  - ⑤ 樋管等の進入防止柵が施錠されておらず、部外者が容易に進入できるもの（8事例）
  - ⑥ 橋梁横の柵と堤防上のガードレールとの間に約 1.5mの間隔が生じており、転落の危険性があるもの（1事例）
- （注）上記 24 事例のうち、4 事例は、調査途上において措置済みである。

上記 24 事例について、2 河川（国道）事務所では、4 事例（①のうち 1 事例、③のうち 1 事例、⑤のうち 1 事例、⑥の 1 事例）を把握しているに過ぎず、残り 20 事例は未把握となっていた。

これについて、2 河川（国道）事務所は、「設置者に管理責任があるため把握していない」等としているが、未把握の事例の中には、樋管の管理橋の腐食が著しく進行し、通行に危険な状態になっていることから、操作に支障を生じるものもみられ、河川（国道）事務所の河川巡視による設置者に対する指導・助言が必ずしも十分ではないことがうかがわれる。

#### 【所見】

したがって、九州地方整備局は、適正な河川管理の実施を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 河川管理施設について、河川巡視規程等に基づき、チェックリスト等を活用するなどして、異状や危険な状態を確実に把握し、適切に河川巡視等を実施すること。また、異状等を確認した場合は、速やかに適切な処置を行うこと。
- ② 許可工作物について、設置者による点検の実施及び河川（国道）事務所に対する設置者からの点検結果の報告を確実に行わせること。また、点検結果の報告、河川巡視等により、河川管理上支障となるような施設の異状等を確認した場合は、速やかに設置者における対応方針を確認し、河川管理上の観点から不適切と判断される場合には、適切な対応を指導するとともに、必要に応じて修繕等に関する助言を行うこと。また、その措置状況についても、報告を求めるなどして確認し、記録に留めておくこと。

## ○ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

（河川及び河川管理施設）

## 第 3 条

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

（河川管理施設等の維持又は修繕）

第 15 条の 2 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならない。

2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

（注）許可工作物について、第 13 条第 1 項において、「第 26 条第 1 項の許可を受けて設置される工作物」とされている。

（工作物の新築等の許可）

第 26 条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

（原状回復命令等）

第 31 条 第 26 条第 1 項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

（河川監理員）

第 77 条 河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、第 20 条、第 23 条、第 23 条の 2、第 24 条から第 27 条まで、第 30 条、第 31 条第 2 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 58 条の 4 第 1 項若しくは第 58 条の 6 第 1 項の規定若しくは第 28 条若しくは第 29 条の規定に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

(第75条第1項若しくは第2項の規定による処分又は第90条第1項の規定による条件に違反している者を含む。)に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせることができる。

#### ○ 河川法施行令(昭和40年政令第14号)

(河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第9条の3 法第15条の2第2項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物(以下この条において「河川管理施設等」という。)の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況(次号において「河川管理施設等の構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能(許可工作物にあつては、河川管理上必要とされるものに限る。)を維持するために必要な措置を講ずること。

二 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあつては、1年に1回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(注) 下線は、当局が付した。

#### 表1-1-② 九州地方整備局平常時河川巡視規程(平成24年11月9日国九整規第6号)(抜粋)

(目的)

第1条 この規程は、平常時に河川管理の一環として定期的・計画的に河川を巡回し、その異状及び変化等を発見し、概括的に状態把握するために必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な河川巡視(以下「巡視」という。)の実施を図り、もって適正な河川管理を行うことを目的とする。

(巡視を行う者)

第3条 巡視業務は河川法第77条第1項に定める河川監理員及び次項に規定する河川巡視員によって行うものとする。

2 河川巡視員は、所属の職員の中から事務所長が任命した者とする。

3 (略)

(河川巡視員の業務)

第5条 河川巡視員は、河川監理員を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一、二 (略)

三 河川巡視員は、平常時巡視については、巡視の途上、別表－4に定める事項に関して異常な状況等を認めた場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 現況を撮影し、日時、場所、状況等を記録するものとする。

イ、ウ (略)

2 (略)

(業務の委託)

第8条 事務所長は、第5条に規定する河川巡視員の業務を委託し、職員以外の者（以下「委託河川巡視員」という。）に行わせることができるものとする。

2、3 (略)

別表－4 河川巡視項目

項目	内容
(2) 河川管理施設及び許可工作物の維持管理の状況の把握	<p>河川巡視は、<u>河川管理施設がそれぞれ求められる機能を十分発揮するため、その状況を車上を中心とした目視レベルで把握し、認められた変状について報告する。</u></p> <p>また、<u>許可工作物については、許可どおりに維持管理されているかどうかを同様に把握し、その変状について報告する。</u></p> <p>なお、本項では堰や樋門・樋管等の機械施設・電気通信施設の動作確認や河道及び河川管理施設の点検は含まれない。</p>
①河川管理施設の維持管理状況	河川管理施設について、大きな損傷が生じているかどうかを、目視により現地において、その状況について把握する。
a) 堤防の状況	堤防天端や小段に不陸、亀裂、わだちがないか、堤防法面に人畜や車両による損傷がないか、また、法面の芝の生育不良、法面の亀裂、法崩れ、段差がないか等、また、堤防法尻等に漏水が見られないかの状況を把握する。
b) 堰・水門等構造物の状況	<u>河川管理施設である堰や水門、樋門・樋管等において、本体及び取付け護岸、取付け水路の重大な損傷や不等沈下、水路の埋塞等がないかの状況を把握する。</u>
c) 護岸・根固及び水制の状況	護岸・根固及び水制について重大な損傷（ <u>護岸のクラック</u> 、裏込の流失、基礎部の洗掘、上・下流河岸の侵食、根固めの流失等）について状況を把握する。
②許可工作物の維持管理状況	許可工作物について、重大な損傷が見られるか、また、ごみの堆積や汚水・油のもれ等がないかを現地において状況を把握する。

a) 許可工作物の状況	<u>許可工作物である堰や水門、樋門・樋管、橋梁等において、本体及び取付け護岸、取付け水路の重大な損傷、水路の埋塞等がないかの状況を把握する。</u>
-------------	---

(注) 下線は、当局が付した。

表 1-1-③ 堤防及び河川管理施設の土木構造物部分に係る定期点検の概要

No.	名称	実施主体 (体制)	対象施設	時期	頻度 (年間)	実施方法
1	定期点検 (出水期前)	専門技術者	堤防、全施設(土 木構造物)	11月～2月	1回	目視、徒歩
2	定期点検 (台風時)	出張所職員 1名以上	要注意施設	7月下旬～9月	1回	目視、徒歩

(注) 当局の調査結果による。

表 1-1-④ 河川管理施設の機械設備(ゲート施設)に係る定期点検の概要

No.	名称	実施 主体	対象施設	時期	頻度 (年間)	実施 方法
1	定期点検 (管理運転点検)	専門技 術者	堰、水門 (点検可能施設)	台風期前(8～9月)	1回	運転
2	定期点検 (月点検・目視 点検)	専門技 術者	堰、水門、 樋門・樋管	台風期前(8～9月)	1回	目視
3		操作員		5～10月：2回/月 11月～4月：1回/月	18回	目視
4	定期点検 (年点検)	専門技 術者	堰、水門、 樋門・樋管	出水期前(4～5月)	1回	詳細 点検

(注) 当局の調査結果による。

表 1-1-⑤ 河川管理施設の機械設備(ポンプ施設)に係る定期点検の概要

No.	名称	実施 主体	対象施設	時期	頻度 (年間)	実施 方法
1	定期点検 (管理運転点検)	専門技 術者	排水機場 (点検可能施設)	台風期前(8～9月)	1回	運転
2	定期点検 (月点検・目視 点検)	専門技 術者	排水機場	台風期前(8～9月)	1回	目視
3		操作員		5～10月：2回/月 11月～4月：1回/月	18回	目視
4	定期点検 (年点検)	専門技 術者	排水機場	出水期前(4～5月)	1回	詳細 点検

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (1) - ⑥ 許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインについて（平成 26 年 3 月 31 日付け国土交通省水管理・国土保全局事務連絡）（抜粋）

## 2 - 4 異状発見時等の対応

### (1) 設置者への指導

設置者による点検時又は運転時に異状が発見された場合、又は洪水、地震その他の原因により施設の異状が発生した場合は、水利施設においては管理規程により、その他の施設においては許可条件により、河川管理者へ情報連絡を行わせることとする。ここでいう異状とは、土砂堆積等による治水上の観点だけではなく、利水上、環境上の観点を含むものである。

設置者からの報告を受けた場合、又は河川巡視等により河川管理者が異状を発見した場合は、設置者の対応方針について確認するとともに、設置者の対応方針が公共の安全の保持その他の河川管理上の観点から不適切と判断される場合には、口頭で適切な対応を指導することとする。口頭による指導で改善が見られない場合には、法の規定に基づいた立入検査（法第 78 条）、是正指示（法第 77 条）、監督処分（法第 75 条）、及び行政代執行（行政代執行法）の対応を行うこととする。

出水期における災害の防止のための措置については、例年、『出水期における防災対策について』（国土交通事務次官通知）や『出水対策について』（水管理・国土保全局長通知）が通知されているところであり、これらを踏まえ、必要な場合には設置者による直近の点検結果について報告を受けることとする。その際、操作を伴う施設については、管理規程等操作に関する要領の確認及び施設被災時における河川管理者等への情報連絡体制の確認結果についても報告を受けることとする。報告を受ける場合には、後述の点検結果表（別添）を活用するなどにより、施設毎に報告を受けることとし、公共の安全の保持その他の河川管理上の支障がなく維持管理がなされていることを確認することとする。

### (2) 設置者への助言

設置者による点検に加え、出水期前に河川管理者と設置者が相互の理解のもと、合同で点検を行うよう働きかけ、その中で必要な助言を行うこととする。合同で点検を行う場合には、表 1 の点検内容について合同で確認し、点検結果を別添の点検結果表に記載するよう助言するものとする。

また、合同の点検において異状が発見された場合には、必要に応じて設置者に対して修繕等に関する助言を行うこととする。さらに、施設によっては、修繕・更新に関して多大な費用が必要となるものもことから、将来的な修繕・更新計画を策定しておくことなど、施設状況に応じた助言を行うこととする。

（注）下線は、当局が付した。

表 1-1-⑦ 許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインについて（平成 23 年 5 月 11 日付け国土交通省河川局事務連絡）（抜粋）

2-4 出水期前点検又は異常発見時の指導事項

(1) 設置者への指示

出水期における災害の防止のための措置については、例年、「出水期における防災対策について」（国土交通事務次官通知）や「出水対策について」（河川局長通知）が通知されているところであり、これらを踏まえ、河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項に規定する許可の許可条件に基づき、施設管理者に対して点検・整備を行わせ、それらの結果について報告を受けることとする。

特に、操作を伴う施設については、管理規程等操作に関する要領の確認及び施設被災時における河川管理者等への情報連絡体制を確認し、それらの結果について報告を受けることとする。

報告は、別添の「点検結果表」を基本に施設毎に行わせることとし、施設の機能が適切に維持され、河川管理施設、他の許可工作物、第三者等に影響を及ぼすことがないことを確認することとする。

また、洪水又は暴風雨、地震、その他の原因により施設の異常が発生した場合や、点検時又は運転時に異常が発見された場合等は、水利施設においては管理規程により、その他の施設においては河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項に規定する許可の許可条件により、河川管理者へ情報連絡を行わせることとする。ここでいう異常とは、土砂堆積等による治水上の観点だけでなく、利水上、環境上の観点を含む。

異常が発見された場合は、河川管理者へ第一報の連絡を行うよう、毎年の出水期前に実施している連絡体制の確認を徹底するものとする。

機器・部品の機能に支障が生じている等、施設への直接的な対応のみならず、堆積土砂・流木の撤去等、施設に関連する治水・利水・環境上の異常に対する対応についても指示するとともに、対応結果について報告させ、確認するものとする。

(2) 設置者への助言

設置者に対し河川管理施設で行っている点検事例を紹介するとともに、設置者による点検に加え、河川管理者と設置者が合同で点検を行うよう働きかけ、その中で必要な助言を行うこととする。

また、異常が発見された場合は、必要に応じて、専門技術者による詳細調査を実施して、原因の把握や必要な整備への助言を得るとともに、その結果に基づき修繕、更新を行うよう助言することとする。

さらに、施設によっては、修繕・更新に関して多大な費用が必要となるものもあることから、将来的な修繕・更新計画を策定しておくことなど、施設状況を踏まえた適切な助言を行うこととする。

(注) 1 下線は、当局が付した。

2 本ガイドラインについては、平成 23 年度から 25 年度まで適用され、「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインについて」（平成 26 年 3 月 31 日付け国土交通省水管理・国土保全局事務連絡）の施行に伴い、26 年 3 月 31 日付けで廃止された。



表 1-(1)-⑧ 調査した 2 水系に設置されている河川管理施設 (単位：施設、%)

施設別 \ 水系別	遠賀川水系	大淀川水系
樋門・樋管	753 (83.9)	154 (87.5)
陸閘	75 ( 8.4)	0 ( 0)
床止め	25 ( 2.8)	4 ( 2.3)
排水機場	20 ( 2.2)	8 ( 4.5)
堰	12 ( 1.3)	0 ( 0)
水門	7 ( 0.8)	10 ( 5.7)
浄化施設	5 ( 0.6)	0 ( 0)
合計	897 (100)	176 (100)

(注) 1 当局の調査結果による。  
2 施設数は、平成 26 年 3 月 31 日現在のものである。

表 1-(1)-⑨ 調査した 2 水系に設置されている主な許可工作物 (単位：施設)

施設別 \ 水系別	遠賀川水系	大淀川水系
埋設物等	308	33
橋梁	229	85
樋門・樋管	135	27
堰	51	3
その他	878	654
合計	1,601	802

(注) 1 当局の調査結果による。  
2 施設数は、平成 25 年 4 月 30 日現在のものである。




表 1-(1)-⑩ 遠賀川河川事務所における許可工作物の点検結果の報告状況 (平成 25 年度)  
(単位：施設、%)

区分	左の状況	備考
点検対象施設 a	517	
aのうち報告済み b (b/a)	493 (95.4)	
aのうち未報告 c (c/a)	24 ( 4.6)	
bのうち問題ありの施設 d (d/b)	101 (20.5)	
bのうち問題なしの施設 e (e/b)	392 (79.5)	
dのうち措置済みの施設	未把握	河川管理上、緊急措置を要するものがないことや、許可工作物の維持管理については、管理者の責任において措置すべきものであることから、いずれも把握していないとしている。
dのうち未措置の施設	未把握	

(注) 当局の調査結果による。

表 1-(1)-⑪

河川管理施設の維持管理が十分でない事例

No.	区分	河川名	位置 (km)	施設名	把握 状況	措置 状況	現況の例
1	① 護岸の一部が陥没している又は倒壊しかけているもの (2事例)	八重川	右岸・津屋原沼の出口付近	八重川護岸	○ (平成 25 年度維持管理監査)	(26 年度改善予定)	 八重川護岸
		西川	右岸 1.02 km	(島津排水樋管)	○ (平成 25 年度堤防点検)	(26 年度改善予定)	 (島津排水樋管)
3	② 護岸に樹木が生育し、成長に伴って護岸に損傷を与えるおそれがあるもの (13事例)	西川	左岸 2.505 km	(古川排水樋管)	×	○	 (No. 4 経塚第 3 排水樋管)
4		彦山川	左岸 15.785 km	(経塚第 3 排水樋管)	○ (平成 25 年度堤防点検)	○	
5		彦山川	左岸 18.275 km	(向田排水樋管)	×	○	
6		彦山川	左岸 20.205 km	(大行事排水樋管)	×	○	
7		彦山川	左岸 14.94 km	(成道寺樋門)	×	○	
8		中元寺川	左岸 0.48 km	(岩淵排水樋管)	×	○	
9		中元寺川	左岸 8.005 km	(春日第 4 排水樋管)	×	○	

No.	区分	河川名	位置 (km)	施設名	把握状況	措置状況	現況の例
10		大淀川	右岸 17.54 km	(瓜田川排水機場吐出樋管)	×	○	 (No. 7 成道寺樋門) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">拡大</div>    (No.11 青柳吐出樋管)
11		大淀川	右岸 5.340 km	(青柳吐出樋管)	×	(経過監視)	
12		大淀川	右岸 7.100 km	(大塚水門)	×	(経過監視)	
13		大淀川	右岸 7.650 km	(新大谷川水門)	×	○	
14		大淀川	左岸 11.540 km	(新溝川水門)	×	(経過監視)	
15		大淀川	右岸 10.950 km	(跡江樋門)	×	(経過監視)	
16	③ 樋門・樋管の進入防止柵が施錠されておらず、部外者が容易に進入できるもの(2事例)	彦山川	左岸 1.015 km	下境樋管	○ (H26.5.13 河川巡視)	○	 No.16 下境樋管
17		彦山川	左岸 10.86 km	繃排水樋管	×	(堤防点検時は施錠)	

No.	区分	河川名	位置 (km)	施設名	把握状況	措置状況	現況の例
18	④ 樋管の水路内にバレーボール大の転石が放置され、流路を阻害するおそれがあるもの (1事例)	彦山川	左岸 13.94 km	番田樋管	× (堤防点検時は転石なし)	○	 番田樋管
19	⑤ 用途が廃止されたが、撤去計画等が未策定のまま、放置されているもの (1事例)	本庄川	左岸 6.8 km 本庄橋付近	嵐田水位観測所の観測井	×	(管理者と協議中)	 嵐田水位観測所の観測井
計	19事例	—	—	—	○ : 4 (21.1%) × : 15 (78.9%)	○ : 12	—

(注) 1 当局の調査結果による。




2 「把握状況」欄の「○」は、当局の調査時点で、河川管理者が河川巡視等で把握していたものを、「×」は、把握していなかったものを示す。また、同欄の( )は、把握していた場合の方法等を記載した。

3 「措置状況」欄の「○」は、当局の確認後、河川(国道)事務所において措置済みのものを示す。



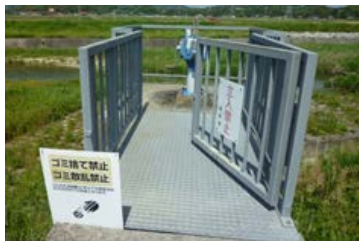
4 「現況の例」欄には、代表的な例を掲載した。

表 1 - (1) - ⑫

許可工作物の維持管理が十分でない事例

No.	区分	河川名	位置 (km)	施設名	把握状況	措置状況	現況の例
1	① 施設の大部分で老朽化が進行したため、各部位に腐食や劣化が生じているもの(5事例)	遠賀川	左岸 47.28 km	長田用水樋管	×		 No. 1 長田用水樋管
2		遠賀川	右岸 46.65 km	下益用水樋管	×		
3		穂波川	左岸 5.4 km	萩原上水道樋管	×		
4		犬鳴川	左岸 0.4 km	花の木用水樋管	×		
5		大淀川	河口付近 (九州東 邦スタ ジアム裏)	栈橋	○ (住民から の苦情)	○	 No. 3 萩原上水道樋管   No. 5 栈橋
6	② 樋管のゲートについた類が巻き付き開閉操作に支障が生じているもの(2事例)	穂波川	左岸 5.3 km	太郎丸排水樋管	×		 No. 6 太郎丸排水樋管
7		彦山川	左岸 15.275 km	轟尾排水樋管	×		

各所に腐食が発生

No.	区分	河川名	位置 (km)	施設名	把握状況	措置状況	現況の例
8	③ 護岸に樹木が生育しており、成長に伴って護岸に損傷を与えるおそれがあるもの(2事例)	大淀川	左岸 11.300 km	(竹原田樋管)	○ (定期点検)		 <p>No.8 竹原田樋管</p>
9		大淀川	右岸 7.600 km	(鶉ノ島排水樋管)	×		
10	④ 樋管等の進入防止柵が設置されておらず、部外者が容易に進入できるもの(6事例)	遠賀川	左岸 47.28 km	長田用水樋管	×		 <p>No.13 高江第一号用水樋管</p>
11		遠賀川	右岸 46.65 km	下益用水樋管	×		
12		笹尾川	左岸 0.89 km	笹尾川用水樋管	×		
13		笹尾川	右岸 1.37 km	高江第一号用水樋管	×		
14		穂波川	左岸 5.325 km	萩原用水樋管	×		
15		穂波川	左岸 5.4 km	萩原上水道樋管	×		
16	⑤ 樋管等の進入防止柵が施錠されておらず、部外者が容易に進入できるもの(8事例)	遠賀川	右岸 10.9 km	中間市上水道唐戸浄水場	×		 <p>No.17 チシャノ木用水樋管</p>
17		遠賀川	左岸 44.15 km	チシャノ木用水樋管	×	○	
18		遠賀川	右岸 24.21 km 御徳大橋付近	第2号用水樋管	×	○	

No.	区分	河川名	位置 (km)	施設名	把握状況	措置状況	現況の例
19		笹尾川	左岸 0.89 km	笹尾川用水樋管	×		 <p>No.23 石園堰</p>
20		彦山川	右岸 3.325 km	岡森用水第一樋管	×	○	
21		彦山川	左岸 11.73 km	高柳堰用水樋管	×		
22		彦山川	左岸 15.275 km	轟尾排水樋管	×		
23		黒川	右岸 3.48 km	石園堰	○ (平成 25 年度河川巡視)		
24	⑥ 橋梁横の柵と堤防上のガードレールとの間に約 1.5 m の間隔が生じており、転落の危険性があるもの (1 事例)	大淀川	左岸 21.4 km 大の丸橋付近	—	○ (平成 21 年度応急対策実施)	(注意喚起の応急対策を行い、管理者と協議中)	
計	24 事例	—	—	—	○ : 4 (16.7%) × : 20 (83.3%)	○ : 4	—

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「把握状況」欄の「○」は、当局の調査時点で、河川管理者が河川巡視等により把握していたものを、「×」は、把握していなかったものを示す。また、同欄の ( ) には、把握していた場合の方法等を記載した。

3 「措置状況」欄の「○」は、当局の確認後、河川 (国道) 事務所からの指導助言を受けた設置者が措置済みのものを示す。

4 「現況の例」欄には、代表的な例を掲載した。

## (2) 樋門・樋管の操作員の体制の多重化

所見表示	説明図表番号
<p>排水樋門・樋管（以下「樋門・樋管」という。）は、水路等の水を本川に流下させるために設置される制水施設であり、平常時は、ゲートを全開しておくが、本川水位が上昇した場合は、堤内（住宅や田畑が所在する側）への逆流による内水氾濫を防止するため、ゲートを閉鎖するなど適時適切な操作が求められている。また、洪水時等の操作に支障が生じることがないように、日常から稼動テストを実施するなどの点検整備を行うことが必要とされている。</p>	<p>図 1 - (2) - ①</p>
<p>遠賀川河川事務所は、河川法第 99 条に基づき、管轄する樋門・樋管の操作及び点検整備を地元市町村に委託しており、市町村は、付近の住人に直接又は消防団等を介して操作要領及び点検要領を付するなどして樋門・樋管の操作及び点検整備を再委託（受託者を以下「操作員」という。）している。</p>	<p>表 1 - (2) - ①</p>
<p>操作員は、遠賀川河川事務所と市町村が締結した樋門・樋管に係る操作点検整備委託契約等により、毎月 1 回（出水期である 5 月から 10 月までは毎月 2 回）、樋門・樋管の点検整備を実施し、点検整備記録表に不良不足状況等を記載の上、翌月初めまでに市町村へ提出することとされており、市町村は、同事務所における所要の対応に備えて、当該月分の点検整備記録表を取りまとめ翌月 5 日までに同事務所へ提出することとされている。</p>	<p>表 1 - (2) - ②</p>
<p>また、遠賀川河川事務所は、出水期首の毎年 5 月頃、市町村が委託した操作員に対して操作点検整備講習会を開催し、適切かつ安全に操作点検整備が行われるよう努めている。</p>	<p>表 1 - (2) - ③</p>
<p>今回、遠賀川河川事務所が地元市町村に操作及び点検整備を委託している樋門・樋管のうち、141 樋門・樋管について、出水期に備えた準備期間である平成 26 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分の点検整備記録表（報告対象延べ 423 件）の報告状況を調査（平成 26 年 7 月 22 日）したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>① 423 件のうち 120 件の点検整備記録表が未報告であり、河川事務所では操作員による点検整備の実施の有無、不良不足等の状況（委託契約により緊急報告を要することとされている損傷発生等を除く。）を把握できていない。</p> <p>② 報告済みである 303 件についても、点検整備記録表が期限内に河川事務所に提出されたものは皆無であり、同事務所への点検整備記録表の提出が提出期限から最大 73 日遅延している。</p> <p>③ 平成 26 年出水期においては、7 月 3 日に遠賀川水系の一部河川において樋門・樋管の実操作を伴う洪水が発生しているが、未報告又は報告遅延により、当該時点で把握しておくべき 282 件の報告のうち、247 件が未把握となっている。</p>	<p>表 1 - (2) - ④</p>



<p>こうした未報告、報告遅延が生じる背景として、関係市町村では、操作員の後継者不足、高齢化、被用者化の進展等を挙げており、操作員の配置等について次のような状況がみられた。</p>	
<p>① 遠賀川河川事務所及び関係市町村では、樋門・樋管ごとに一人の操作員を配置することが望ましいとしているが、調査対象とした141樋門・樋管について配置されている操作員は112人とどまっており、このうち22人(19.6%)は一人で2以上の樋門・樋管の操作点検整備を担当している。</p>	表1-(2)-⑤
<p>② 樋門・樋管に係る上記の操作点検整備委託契約では、操作員に加えて操作代理人を定めることとされているが、調査対象とした141樋門・樋管のうち、45樋門・樋管(31.9%)については地元住人から選定しておらず、市町村担当部局が操作代理人となっている。</p>	表1-(2)-⑥
<p>市町村担当部局からは、操作員について、高齢化や洪水時に必ずしも地元で所在するとは限らない被用者が主要な担い手となりつつあることなどから、洪水時の対応に不安があるとの意見がみられる。</p>	表1-(2)-⑦
<p><b>【所見】</b></p>	
<p>したがって、九州地方整備局は、操作員による樋門・樋管の点検整備結果を適時、確実に把握する観点から、管内の河川(国道)事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p>	
<p>① 操作員について、高齢化の進展や、被用者が操作員の主要な担い手となりつつある現状を踏まえ、操作員に加えて地元住人からの同代理人の指名を促進するとともに、同代理人を積極的に活用するなど、体制の多重化を推進するよう市町村へ要請すること。</p>	
<p>② その上で、操作員による樋門・樋管に係る点検整備結果を適切に報告するよう市町村へ要請するとともに、その状況についての的確に把握すること。</p>	

図 1 - (2) - ① 水門や排水樋門・樋管の役割

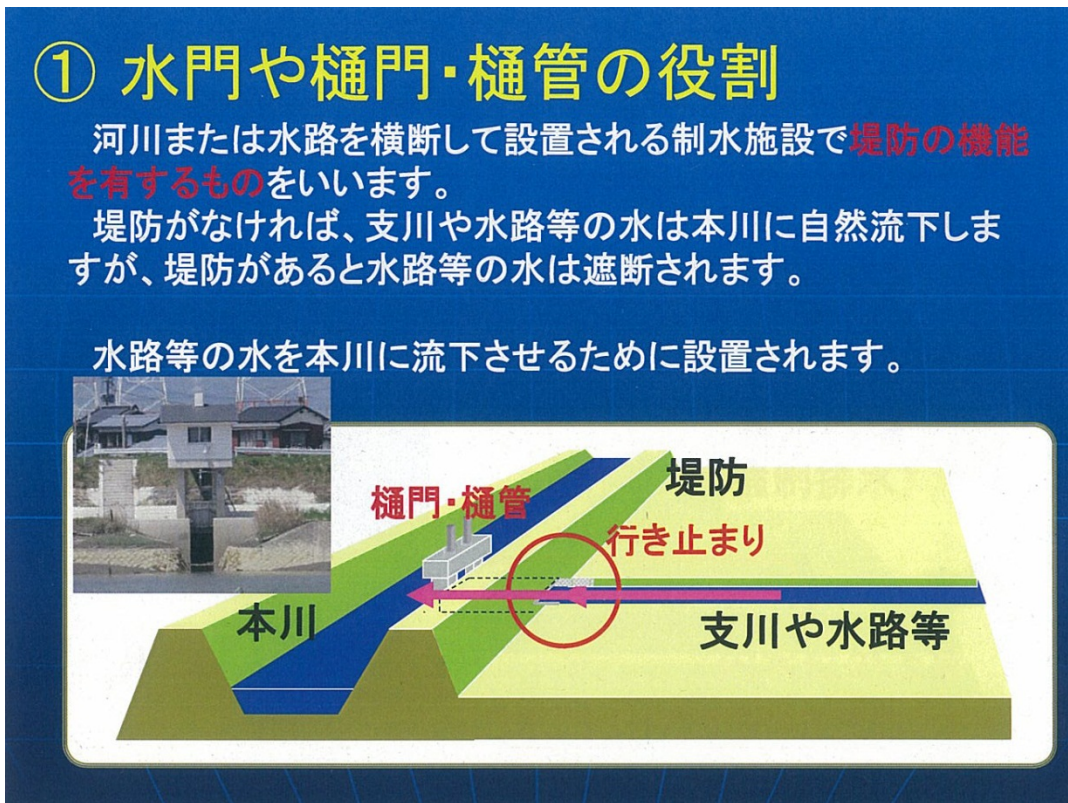


表 1 - (2) - ① 河川法 (抜粋)

(地方公共団体への委託)

第 99 条

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。

表 1 - (2) - ② 操作点検整備委託契約等

水閘門等操作管理委託契約書（抜粋）

（契約の目的）

第 1 条 この操作管理委託業務は、内水排除のため、または本川の洪水（又は高潮）の支川への逆流を防止するため水閘門等の操作を円滑に行い、もって災害の発生を防止することを目的とし、次の各号の操作業務を行うものとする。

- 一 操作及び点検、整備等（堆積土砂及び塵芥除去、除草や清掃等を含む）
- 二 操作及び点検、整備等を行ったときの記録、報告
- 三 操作に必要な器具及び材料の保管

（操作等の基準）

第 2 条 受託者（市町村）は、水閘門等の操作等を操作要領及び水閘門等点検整備要領により行う。

（操作員及び操作代理人）

第 3 条 受託者（市町村）は、水閘門等の操作を的確に行うため、操作員及び操作代理人（以下「操作員等」という。）を定め、委託者（河川（国道）事務所）の定める様式により委託者（河川（国道）事務所）へ提出するものとする。

（報告等の義務）

第 5 条 受託者（市町村）は、水閘門等に損傷がある場合、又は損傷発生のおそれがある場合、更には第三者に事故等が発生した場合は、速やかに委託者（河川（国道）事務所）に報告しなければならない。

2 受託者（市町村）は、洪水（又は高潮）時に水閘門等を操作したときは、当該洪水終了後、速やかに経過を委託者（河川（国道）事務所）に報告しなければならない。

3 受託者（市町村）は、操作要領及び水閘門等点検整備要領に基づく記録簿を作成し、1 か月分を取りまとめ翌月 5 日（3 月分は 3 月末）までに委託者（河川（国道）事務所）に提出しなければならない。

操作要領（抜粋）

（点検及び整備）

第 10 条 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等については、出水期月（5 月から 10 月まで）においては毎月 2 回以上、その他の時期においては毎月 1 回以上点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

（注） 遠賀川河川事務所の提出資料により作成した。

表 1 - (2) - ③ 樋門・樋管操作点検整備講習会の概要

開催時期	出水期首（5月下旬頃）
受講対象者 説明者	樋門・樋管の操作員（市町村からの受託者） 遠賀川河川事務所（占用調整課、管理課）
講習内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水閘門操作員の心得</li> <li>・ 樋門の操作</li> <li>・ 操作日報等の作成</li> <li>・ 出動の際の情報収集手段</li> <li>・ 電気通信施設の操作方法</li> </ul>

（注）平成 26 年度樋門・樋管操作点検整備講習会資料により作成した。

表 1 - (2) - ④ 樋門・樋管点検整備記録表の報告状況 （単位：件、日）

点検月	調査対象樋 門・樋管数	報告済み		未報告	平成 26 年 7 月 3 日の出 水時点で未報告のもの
		期限内	期限後 (経過期間)		
平成 26 年 4 月	141	0	98 (49～73 日)	43	106 (141)
5 月	141	0	107 (36～42 日)	34	141 (141)
6 月	141	0	98 (12 日)	43	—
合 計	423	0	303	120	247 (282)

（注）1 当局の調査結果による。

2 「経過期間」は、報告期限（翌月 5 日）から遠賀川河川事務所の出張所が受理した日までの日数である。

3 「平成 26 年 7 月 3 日の出水時点で未報告のもの」欄の（ ）は、同事務所が平成 26 年 7 月 3 日時点で把握しておくべき報告対象数である。

4 6 月分の点検整備記録表の提出期限は 7 月 5 日であるため、「平成 26 年 7 月 3 日の出水時点で未報告のもの」には該当しない。

表 1 - (2) - ⑤ 一人の操作員が複数の樋門・樋管の操作等を担当している状況

調査対象樋門・樋管数	操作員の人数 [A]	1か所の樋門・樋管を担当する操作員の人数 [B]	複数か所の樋門・樋管を担当する操作員の人数 [C]	C/A (%)
141	112	90	22	19.6

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (2) - ⑥ 操作代理人の配置状況

調査対象樋門・樋管数 [A]	操作代理人を地元住人から指名していない樋門・樋管の数 [B]	B/A (%)	備考
141	45	31.9	左の 45 樋門・樋管については、市町村の担当部局が代理を行うこととなっている。なお、この状況は抽出調査した 3 市町のうち、1 市町においてみられた。

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (2) - ⑦ 操作員の確保に関する現状と課題に係る市町村意見

<p>○ 全操作員 36 人のうち 21 人が 65 歳以上の高齢者であり、操作上の不安又は健康上の理由から操作員を続けることができない者が多く、今後の操作員の確保が困難である。</p> <p>また、残る 15 人の 65 歳未満の操作員のうち、約 10 人は被用者であり、出水時の対応に不安がある。</p>
<p>○ 国から操作及び点検整備を受託した 66 樋門・樋管のうち、半数を水利組合、半数を消防団に再委託している。</p> <p>水利組合関係の操作人は、ほとんどが農業専従者であるが、高齢化が進んでいる。操作員の世代交代を打診しているが、どの水利組合も後継者不足に苦慮している。</p> <p>また、消防団関係の操作人は、出水時の連絡は十分に可能であるが、平日は出勤している者がいるため、実際の樋門・樋管操作に不安がある。</p>
<p>○ 操作員の後継者が不足している。内水氾濫により所有する田畑、家屋等に被害を受ける地元住民に操作員を打診しているが、操作員の約 6 割が被用者であるため、出水時に待機できる者は少ない。また、出水時、朝に樋門・樋管のゲートを閉鎖したまま出勤し、水位が下がった後のゲート開放作業等を役場に委ねる者もあり、出水時の対応に苦慮している。</p> <p>また、毎月の点検整備記録表について、操作員から直接説明等を受けるため、同表を役場に持参させているが、平日、被用者が役場に来ることは容易ではなく、同表の提出期限の厳守に苦慮している。</p>

(注) 当局の調査結果による。

## 2 河川の不法占用等の解消に向けた取組状況

### (1) 占用許可の適正な実施

所見表示	説明図表番号
<p>ア 河川敷地の占用許可</p> <p>河川区域内の土地を占用しようとする者は、河川法第 24 条の規定により、河川管理者の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>具体的な許可に当たっては、河川敷地占用許可準則(平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達、最終改正 23 年 3 月。以下「準則」という。)によることとされている。</p> <p>準則によると、河川敷地の占用許可を受けることのできる者は、国又は地方公共団体や特定の独立行政法人や地方公社等のほか、鉄道事業者、ガス事業者、電気事業者など国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う団体等とされている(準則第六)。占用施設について、これらの許可受者が河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設(公園、緑地又は広場、運動場等のスポーツ施設、キャンプ場等のレクリエーション施設、自転車歩行者専用道路)等が挙げられている(準則第七)。</p> <p>また、占用の許可の期間は、準則により、一部の占用施設を除き、「10 年以内」とされており、許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする(準則第十二)、占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可の申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、準則に定めるところにより改めて審査するものとする(準則第十四)。</p> <p>今回、遠賀川河川事務所及び宮崎河川国道事務所における河川敷地の占用許可に係る事務の実施状況を調査した結果、次のとおりの状況がみられた。</p> <p>(ア) 遠賀川流域の市町には、地域住民の福利厚生のために利用させる目的で、河川敷地を河川敷公園、運動広場等として、河川敷地の占用許可を受けているものがみられる。</p> <p>しかし、調査した北九州市、直方市及び中間市は、占用許可の期間(10 年間)の満了後においても、継続して占有しているにもかかわらず、許可の申請(許可の更新手続)を適正に行っていない状況がみられた。</p> <p>すなわち、①北九州市は、占有許可を受けていた河川敷地 2 か所について、許可の期間の満了後、約 1 年及び約 1 年 2 か月、②同様に、直方市は、20 か所について約 8 か月、③中間市は、21 か所について約 9 か月の間、許可を得ないまま事実上占有を継続していた「無許可期</p>	<p>表 2-(1)-①</p> <p>表 2-(1)-②</p> <p>表 2-(1)-③</p>

間」の後、継続して占有するための許可の申請（許可の更新手続）を行っている。

また、中間市は、上記の許可の更新後、25 か所について、当該許可の期間が満了（終期は平成 23 年 3 月 31 日）したにもかかわらず、当局の調査日現在まで、約 3 年 4 か月間、許可の更新手続を行っておらず、遠賀川河川事務所による「改めての審査」を受けることなく、上記の例と同様、「無許可」での占有の状態が継続している。

これらの例のように許可を得ないまま事実上占有を継続する「無許可期間」が生じた原因について 3 市は、①占有の許可期間が 10 年間と長い上、②許可期間は年度単位であり、③更新手続は期限到来の 3 か月前から 1 か月前までの間に行うこととされていることから、職員の異動時期と重なった場合、後任者への事務の引継ぎが適切に行われず、許可更新の申請手続を失念したためではないかとしている。

(イ) 一方、中間市に対する遠賀川河川事務所の指導状況をみると、管轄する中間出張所が、同市に対し、文書により、占有許可の期間が満了する平成 23 年 3 月 31 日までに、許可の更新又は廃止の手続を行うよう連絡するとともに、許可期間の満了後は、当該文書の写しを送付し電話で督促したとしている。

しかしながら、3 年以上もの間、許可の申請手続がとられていない現状から、同出張所の指導が適切かつ十分であったとはみられない。また、中間市の場合、繰り返し、「無許可」の状態が生じており、本制度に対する理解が不足しているものとみられる。許可の対象者が地方公共団体であるとはいえ、長期にわたって「無許可」の状態が継続したのでは、制度の形骸化にもつながりかねない。

(注) 当局の指摘を受け、中間市が許可の申請を行い（平成 26 年 6 月 27 日）、現在、遠賀川河川事務所において「改めての審査」を実施中である。

#### イ 占有許可を受けている河川敷地内の工作物等

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し又は除却しようとする者は、河川法第 26 条第 1 項の規定により、河川管理者の許可を受けなければならないとされている。

今回、遠賀川水系及び大淀川水系の流域 4 市（北九州市、中間市、直方市及び宮崎市）が、運動広場、河川敷公園等として占有許可を受けている河川敷地を実地に調査したところ、次のとおり、不適切な状況がみられた。

#### (ア) 遠賀川水系

① 北九州市等 3 市が運動広場、河川敷公園等として占有許可を受けている河川敷地のうち 8 か所（北九州市 1 か所、中間市 2 か所、直方市 5 か所）については、地元の野球チームなど特定の団体が独占

表 2-(1)-①  
(再掲)

表 2-(1)-④

的に野球場として使用している状況にあり、一般公衆の多様な利用を前提とした占用許可の趣旨に反している。

これらの野球場については、特定の団体が長期間独占的に使用している結果、i) 照明灯、ネット、ベンチ、仮設トイレ等の工作物を河川管理者の許可なく設置するなどしているほか、ii) 野球用具等及びそれらを収納するコンテナ類、照明用の発電機、廃自動車、廃材等の廃棄物等も放置している。

これらの施設、機具等は、河川敷地の景観を阻害し、洪水時には流出するなど河川管理上の支障を生じるおそれがある。

② 北九州市が河川敷運動広場として占用許可を受けている河川敷地1か所について、河川管理者の許可を得ず、用具倉庫、階段、看板や仮設トイレ及び水道設備を設置している。

上記の運動広場、河川敷公園等の事例は、上記アの更新の許可を得ないまま事実上占用を継続し、「無許可」の状態にあった箇所の一部でもある。

これら不適切な状況がみられた箇所について、遠賀川河川事務所の把握、指導状況をみると、次のとおり、十分なものとなっていない。

① 遠賀川河川事務所では、平成17年度、流域市町を対象に「河川敷占用許可施設の工作物等の実態調査」を実施している。その結果、北九州市等の流域市町が許可を受けている河川敷地において、上記のように特定の団体が河川敷地を独占的に使用し、又は許可なく工作物を設置している実態を把握したことから、同事務所は、平成18年8月、占用許可を受けていた北九州市等3市に対して、おおむね次のとおりの文書指導を行っている。

- i 河川敷地の使用に当たっては、一般公衆の自由な使用を規制しない適切な利用形態となるよう対処をすること
- ii 野球場の利用に伴う附属施設は、固定式から可搬式のものへ変更すること
- iii 洪水時における附属施設の撤去等計画書を提出すること等

ただし、上記8か所のうち2か所（中間市及び直方市各1か所）については指摘が行われていない。

しかしながら、遠賀川河川事務所は、その後、改善状況の確認や継続して指導を行わなかったため、これらの指摘事項はほとんど改善されていない。事実上、河川事務所の指導が無視され、河川管理上、不適切な状態が放置されたままとなっており、指導の実効が伴っていない。

また、上記アのとおり無許可のまま占用を継続していた状況と合

表2-(1)-⑤

表2-(1)-④  
(再掲)



<p>わせると、平成 19 年度から 22 年度までの占用の許可期間の満了後に行われた、3 市からの許可の更新申請に対する審査において、申請書の記載内容等の確認だけでなく、改善状況の写真提供も求めるなど、上記の文書指導による指摘事項の改善を確実に行わせた上で許可する必要があるものと考えられる。</p> <p>② 河川敷地の占用許可に当たり、同事務所が付した許可条件の一つとして、「許可受者は、事務所長の指示するところにより、河川管理者に対して、1 年ごとに占用状況を報告しなければならない」としているものの、具体的に様式を示した上で、報告を督促するなどしなかったため、上記の 3 市は報告を行っていない。占用許可を行うに際して、河川管理上必要な条件を付した意味がないものとなっている（準則第十三第 2 項）。</p>	<p>表 2-(1)-② (再掲)</p>
<p>(イ) 大淀川水系</p> <p>① 宮崎市が採草地として占用許可を受けている河川敷地 1 か所について、その一部で許可目的にはないグランドゴルフ場として使用されており、また、許可を得ずに用具倉庫も設置されている。</p> <p>② 宮崎市が河川緑地等として占用許可を受けている河川敷地 3 か所について、当該敷地内に許可を得ずに用具倉庫や仮設トイレなどが設置されている。</p> <p>これらの箇所について、宮崎河川国道事務所の把握、指導状況をみると、次のとおり、十分なものとはなっていない。</p> <p>① 上記(ア)②と同様、許可条件の一つである 1 年ごとの占用状況の報告を宮崎市から受けておらず、また督促も行っていない。</p> <p>② 河川敷地の許可目的と異なる使用の状況や無許可で設置している工作物の状況について、河川巡視によっても把握しておらず、必要な改善指導を行っていない（「河川敷地の占用許可について」（平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 68 号河川局長通達）の 13 (3) 及び(4)）。</p>	<p>表 2-(1)-⑤ (再掲)</p> <p>表 2-(1)-② (再掲)</p>
<p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、九州地方整備局は、河川敷地の占用許可の適正な運用を確保する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 河川敷地の占用許可を受けている市町村等に対し、制度の趣旨を改めて徹底すること。特に、連続して更新許可の申請を失念している市町村等については、準則の規定に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前より短い占用期間の設定、不許可処分等の措置をとるなど</p>	

の対応も検討すること。

- ② 河川現況台帳等を活用し、占用の許可期間の満了後も継続して占用を予定する市町村等については、無許可の期間が生ずることのないよう、許可の更新申請が行われるまでの確に指導すること。
- ③ 占用許可の更新に係る審査に当たっては、準則の規定に基づき適正かつ厳正に行うこと。特に、許可施設の工作物等について改善指導を行っている事項がある場合、改善状況を必ず確認すること。
- ④ 占用許可後、河川巡視の際に、占用が許可の内容どおりに行われているか必ず確認すること。
- ⑤ 市町村が運動広場、河川敷公園等として占用許可を受けている河川敷地について、次のとおり、市町村を指導すること。
  - i 占用許可の目的や内容どおりの使用が可能となるように整備、整頓させるとともに、河川敷地の利用規定等を整備させるなどして、独占的な使用を改めさせること。
  - ii 河川管理者の許可を得ずに設置している工作物等について、i) 市町村が設置しているものについては、許可の申請又は可搬式への変更などの措置、ii) 市町村以外の者が設置しているものについては、必要に応じ撤去等の措置をそれぞれとらせること。
  - iii 占用許可に付した条件を確実に履行させること。特に、占用状況の報告については、報告様式を示すとともに、期限を明示することにより、確実に報告を求めること。

表 2 - (1) - ①

河川法関係法令等（抜粋）

○河川法

（土地の占用の許可）

第 24 条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第 26 条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口付近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築

二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築

三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3 河川管理者は、高規格堤防特別区内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第 1 項の許可の申請又は第 37 条の 2、第 58 条の 12、第 95 条若しくは第 99 条第 2 項の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

4 第 1 項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設(樹林帯を除く。)を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域(次項及び次条第 3 項において「特定樹林帯区域」という。)内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。

5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（河川管理者の監督処分）

第 75 条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの

法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（第 24 条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。）、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物（除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。）若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者

二 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者

三 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者

2 （略）

3 前 2 項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4～10 （略）

## ○河川法施行令

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

第 16 条の 4 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 河川を損傷すること。

二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第 16 条の 8 第 1 項各号において同じ。）に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石（砂を含む。以下同じ。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

三 （略）

2 （略）

○国土交通省河川砂防技術基準維持管理編（河川編）（平成 25 年 5 月）

第 7 章 河川区域等の維持管理対策

第 2 節 不法行為への対策

2.1 基本

不法行為を発見し、行為者が明らかな場合には、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講じるものとする。

2.4 不法係留船への対策

河川区域内に不法係留船がある場合には、是正のための対策を適切に実施するものとする。

表 2 - (1) - ② 河川敷地の占用許可に関する規定（抜粋）

○河川敷地占用許可準則（平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達、最終改正平成 23 年 3 月）

（目的）

第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

（占用許可の基本方針）

第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第 1 項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

2、3 （略）

4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。（以下略）

（占用主体）

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第 1 項第七号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができる

ものとする。

- 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五、六 （略）

（占用施設）

第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

- 一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設
  - イ 公園、緑地又は広場
  - ロ 運動場等のスポーツ施設
  - ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
  - ニ 自転車歩行者専用道路
- 二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
  - イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル
  - ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
  - ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
  - ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
  - ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設
- 三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設
  - イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設
  - ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設
- 四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設
  - イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
  - ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
  - ハ 地下に設置する道路、公共駐車場
  - ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）
  - ホ 防犯灯

五 次のイからハまでに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設

- イ 河川教育・学習施設
- ロ 自然観察施設
- ハ 河川維持用具等倉庫

六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

- イ 公共的な水上交通のための船着場
- ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
- ハ 荷揚場（通路を含む。）
- ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設

七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

- イ 通路又は階段
- ロ いけす
- ハ 採草放牧地
- ニ 事業場等からの排水のための施設

八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

- イ グライダー練習場
- ロ ラジコン飛行機滑空場

2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占有を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付するものとする。

3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

(治水上又は利水上の基準)

第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占有は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占有の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

2、3 (略)

(占有の許可の期間)

第十二 占有の許可の期間は、第七第1項第一号から第七号までに規定する占有施設に係る占有にあっては十年以内、同項第八号に規定する占有施設に係る占有にあっては五年以内で当該河川の状況、当該占有の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

(占有の許可の内容、条件、監督処分等)

第十三 占有の許可は、当該占有の期間内に当該占有の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

2 占有の許可には、水質保全、占有に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占有の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

3 占有の許可の後、占有の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占有の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

4 占有の許可を受けた者が法又は許可条件(法第26条第1項及び法第27条第1項の許可条件を含む。)に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

(継続的な占有の許可)

第十四 占有の許可の期間が満了した後に継続して占有するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。

2 前項の場合において、従前のまま継続して占有を許可することが不相当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占有の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

○「河川敷地の占有許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第68号建設省河川局長通達)

十三 準則第十三について

(1) 許可の内容の基本的考え方

許可の内容は、当該占有の期間内に当該占有の目的を達成するため必要と認められる適切なものとするよう許可申請の内容を十分審査して許可することとし、当該期間の経過後、占有の更新を拒否しても損失補償の問題を生じないようにするものとする。

(2) 許可条件



占用の許可を行うに際して、河川管理上必要な条件を付するものとする。なお、当該許可条件は、法第 90 条の規定により、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならないこととされている。(以下略)

(3) 占用状況等の確認

占用の許可の後、河川巡視の際に占有が許可の内容どおりに行われているかどうかについて監視するとともに、占有の許可を受けた者から写真を提出させること等により必要に応じて占有状況の報告を求め、占有の状況及び許可条件の履行状況の確認を行う必要がある。

(4) 監督処分等

占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第 24 条のほか第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の許可条件を含む。）に違反している場合等においては、当該状況を是正させる必要がある。河川管理者は、このような状況を発見したときには、河川巡視員による口頭指導、法第 77 条第 1 項の規定に基づく河川監理員による是正措置の指示、法第 75 条第 1 項の規定に基づく許可条件の変更、原状回復命令、許可の取消し等の監督処分又は行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）に基づく代執行を、状況に応じて適正に実施することとされたい。

十四 準則第十四について

河川敷地の利用方法は、公共性の高いものを優先するほか、地域社会の状況変化等に対応した適正なものとする必要がある。このため、占有の許可の更新に当たっては、準則に従って適正な運用を行う必要があるがあり、河川管理者は、準則第五から第十一に規定するところにより更新の許可の判断を行い、必要に応じて、準則に適合させるための指導、従前よりも短い許可の期間の設定、不許可処分等の措置をとることとされたい。

(注) 下線は当局が付した。

表 2 - (1) - ③

## 遠賀川流域 3 市における占用許可の更新手続の状況

区 分		北九州市		直 方 市	中 間 市
		笹尾川運動公園	黒川河川公園	河川敷公園 ※20 か所の公園等を一括手続	河川敷運動公園 (市民グラウンド) ※21～25 の市民広場等を一括手続
前回の 占用許 可	許可申請年月日	平成10年1月22日	平成10年1月22日	平成12年8月24日	平成13年10月 1日
	許可年月日	10年2月 6日	10年2月17日	12年9月27日	13年12月12日
	許可期間	10年4月 1日 ～ 20年3月31日	10年4月 1日 ～ 20年3月31日	12年9月27日 ～ 22年3月31日	13年12月12日 ～ 23年 3月31日
無許可期間		20年4月 1日 ～ 21年5月20日 (約1年2か月)	20年4月 1日 ～ 21年3月27日 (約1年)	22年4月 1日 ～ 22年11月15日 (約8か月)	13年4月 1日 ～ 13年12月11日 (約9か月)
現在有 効な占 用許可	許可申請年月日	21年4月 2日	21年1月28日	22年 9月22日	26年6月27日
	許可年月日	21年5月21日	21年3月27日	22年11月16日	(手続中)
	許可期間	21年5月21日 ～ 30年3月31日	21年3月27日 ～ 30年3月31日	22年11月16日 ～ 32年 3月31日	—
無許可期間		—	—	—	23年4月 1日 ～ (約3年数か月)
備 考		前回の許可期間は、平成19年度末(20年3月31日)まで。	前回の許可期間は、平成19年度末(20年3月31日)まで。	現在の許可期間で、本来の始期は、平成22年4月1日。10年目となる終期は、平成31年度末(32年3月31日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回の許可の本来の始期は、平成13年4月1日。許可期間は、22年度末まで。</li> <li>当局の調査後、中間市が未更新分を申請</li> </ul>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 平成26年7月30日現在の状況である。

表 2-(1)-④

遠賀川水系において野球場として利用されている河川敷広場等の使用実態等

No	河川名	場 所	許可受市 (設置者)	許可施設名	河川敷地の現況		「河川敷占用許可施設の工作物等の実態調査 (平成 17 年度)」に基づく是正指示事項
					使用実態	当局が現地調査で把握した無許可工作物、物品等	
1	遠賀川	左岸、 10.4 km 付近、 垣生交 差点下 流側	中間市	河川敷広場	野球チーム 等が独占的 に使用	<p>1 野球場施設 (高水敷)</p> <p>① 照明灯 (3) とその支柱、ボール逸脱防止用のネットとその支柱及びワイヤー、照明用の電源盤</p> <p>② ベンチ、ネット、椅子 (一塁側と三塁側)、テントの骨組み、椅子、ポリタンク、スチール製の簡易な建具、簀子等 (バックネット側)</p> <p>2 堤防法面 (表小段)</p> <p>遠賀川の支川である神田川に鉄製の橋梁状のようなものが設置されている。その小段には、パイプ、古い椅子、梯子、スコアボード等。法面には、小段から天端に行くための梯子</p>	<p>○堤体への工作物設置については、公益上やむを得ない場合に限る。</p> <p>このため、用具倉庫は撤去し、発電機・トイレ・照明・電気ケーブルは移動箇所の検討を行い、可搬式とすること。</p> <p>○ドラム缶 (多数)、荷物置場⇒撤去すること</p> <p>○外周ネットフェンス、サイドネット、バッティング用支柱 3 基、照明 2 基⇒撤去すること</p> <p>○休息所、ベンチ 2 基⇒可搬式とする。構造は簡易な工作物とすること。</p>
2	遠賀川	左岸、 14.7 km 付近、 新幹線、 高速道路 遠賀川橋下	直方市	河川敷公園 (植木 野球場)	〃	<p>1 野球場施設 (高水敷)</p> <p>① 大小 10 個の照明灯及びその支柱、バックネット及び外周ネット、コンクリート地固め、ブロック積み (バックネット側)、排水路など</p> <p>② 持込物品と思われる、テント (3)、テント内の椅子、テーブル、書庫等、グラウンド整備用具、ボールなどの野球用具、その他一輪車、給水器等</p> <p>③ ベニヤの廃材 (テント裏)、空のペットボトル、空き缶の放置 (テント内)、ゴミ焼却炉</p> <p>2 天端及び堤防法面 (表小段)</p> <p>① 表小段に、ブラシレス溶接・発電機、ディーゼル軽油燃料タンク (ドラムカン) 及びゴミ入用のドラムカン。発電機は、照明灯の電源設備と接続。</p> <p>② 天端に、施錠されているコンテナ (2)、施錠されている物置 (1)、仮設トイレ (1)、古いテーブル (1)、椅子数脚、建築廃材、ペットボトル等</p> <p>③ 表小段の下には、台車 (1)</p> <p>3 九州縦貫自動車道遠賀川橋梁の下</p> <p>① 常置されている「九州硬式野球連盟」の名が入ったマイクロバス (1)</p> <p>② U字溝等の放置</p>	<p>○トイレ⇒可搬式とすること。</p> <p>○バックネット⇒根柱でなければならない必要性の検討結果を報告すること。仮にその必要性があるならば、可搬式又は転倒式にすること。</p> <p>○休憩所⇒可搬式であれば可。構造はテント等の簡易な工作物とすること。</p> <p>○バックネット、バッティング用ネット、フェンス、タイヤ付鉄柱 2 基⇒可搬式とすること。</p>

No	河川名	場 所	許可受市 (設置者)	許可施設名	河川敷地の現況		「河川敷占用許可施設の工作物等の実態調査 (平成 17 年度)」に基づく是正指示事項
					使用実態	当局が現地調査で把握した無許可工作物、物品等	
3	遠賀川	右岸、 17.1 km 付近、 菜ノ花 大橋付 近	直方市	河川敷公園(感田 野球場)	野球チーム 等が独占的 に使用	1 野球場施設 ① 4本の照明灯(4)とそのコンクリート支柱、照明用の電源 設備、ブルペン用のミニネット、ベンチとして使用するための U字溝(一塁側9個、三塁側12個)。 ② グラウンド整備用具、ゴミ焼却用のドラム缶(ライトのファ ールグラウンド) 2 堤防法面(表小段) 照明灯(1)、仮設トイレ(1)及び目隠し、物置及びその裏の 金属製の物入れ(小) 3 その他(野球場の上流側のグラウンド) ① バックネット及び支柱(2本)、ライト側(河道側)にもネ ットが張られている。 ② 1塁側・3塁側にそれぞれU字溝ブロック(6個)が設置	○トイレ⇒可搬式とすること。 ○堤体への工作物設置については、公益上むや むを得ない場合に限る。照明は撤去するこ と。防犯上等の必要性が当該箇所にあるなら ば、設置位置を含めての検討結果を報告する こと。 ○バックネット(発電用照明4基付)⇒根柱で なければならない必要性の検討結果を報告 すること。仮にその必要性があるならば、可 搬式又は転倒式にすること。 ○資材庫⇒可搬式とすること。
4	遠賀川	右岸、 19.65 km 付近、日 の出大 橋下流 側	直方市	河川敷公園(二中 下)	〃	1 野球場 ① 防球ネット(17) ② 廃タイヤ(20)、グラウンド整備用具 ③ 4人掛用の椅子(4) ④ 「車の乗り入れ禁止(直方市)」の看板(1) 2 運動場 ① サッカーゴール(2)、物置(1)、ゴルフ禁止(直方市) 看板(1)、仮設トイレ(1) ② 物置の横にパイプ椅子(7)	指摘なし
5	遠賀川	右岸、 19.65 km 付近 日の出 大橋上 流側	直方市	河川敷公園(頓野 野球場)	〃	1 野球場施設 ① <b>照明灯及びその支柱(2)</b> 、バックネット(支柱4本で固定)、 テント(4)、防球ネット(3か所) v) バックネット付近に 流し台(1)、一塁側テントの中にU字溝とベンチ及び三塁側 にU字溝 ② グラウンド整備用具、コーン数本、パレット数個、廃タイヤ 数本 2 グラウンド周辺 ① グラウンド北側の藤野排水樋管の水路との間に防球ネット ② グラウンドの北側にある藤野排水樋管排水路の近くに、グラ ウンド整備用と思われる土がブルーシートで覆われて置かれ ている。 ③ ゴミ入れ用のドラム缶(4)(ペットボトル等のゴミが入って おり、中には、焼却の跡もみられる)。 ④ パレットやベニアの廃材、ブルーシートの重石として使って	○トイレ⇒可搬式とすること。 ○バックネット⇒根柱でなければならない必 要性の検討結果を報告すること。仮にその必 要性があるならば、可搬式又は転倒式にする こと。 ○バックネット(投球練習用)、スコアボード ⇒可搬式又は転倒式とすること。 ○照明灯2基⇒指示なし

No	河川名	場 所	許可受市 (設置者)	許可施設名	河川敷地の現況		「河川敷占用許可施設の工作物等の実態調査 (平成 17 年度)」に基づく是正指示事項
					使用実態	当局が現地調査で把握した無許可工作物、物品等	
						いた砂袋など 3 堤防法面 (表小段) ① 物置 (3)、そのうちの扉の開いていた物置 (1) の中には、バット等の野球用具が収納されている。また、物置の横には、ブルーシートの放置 ② 仮設トイレ (1)	
6	笹尾川	左岸、 1.900 km 付近 芝谷橋 (1.860 km) たも と、「笹 尾川水 辺の楽 校」と隣 接	北九州市	運動公園	野球チーム 等が独占的 に使用	1 野球場施設 ① 照明灯 (大小 8) 及びそのコンクリート製の支柱、照明用の電源設備 (分電盤)、排水路、バックネット、ブルペン、バッティングゲージ、防球ネット、スコアボード、テント ② 廃タイヤ数本等 2 グラウンド周辺 ① <b>仮設トイレ (1)</b> 、施錠されたコンテナ (1) ② 芝谷橋に近いところには、ゴミ焼却用のドラムカンと廃材等 3-(1) 芝谷橋の橋脚下 (車両、廃棄物) ① ナンバープレートのない車両 (4) の放置。そのうち 2 台には施錠されたコンテナが乗せられている (他の野球場でも、施錠したコンテナや物置があり、野球用具入れとして使用しているものと推測される)。他の 2 台中 1 台は目隠ししているため中身が不明。残りの 1 台は廃棄物と思われるものが雑多に積載されており、中には、灯油用のポリタンクとして使用するものもみられる。 ② この 4 台の車両周辺には、廃棄物等 3-(2) 芝谷橋の橋脚下 (家具、野球用具等、防球ネット、照明) ① テント、スチール製の机、棚、椅子、スケジュール表等の持ち込み。照明用の片切スイッチ ② グラウンド整備用具、ボールの野球用具、ショッピングカート、手押し車等。 ③ 橋脚を利用して設置した防球ネット及び照明灯 3-(3) 芝谷橋の橋脚の下 (工作物) <b>導水管に塩化ビニール管 (V P 管) を繋いだ水道設備 (蛇口) (1)</b>	○堤体への工作物設置については、公益上やむを得ない場合に限る。このため、看板は撤去すること。 ○サイドネット、休息所 I ⇒可搬式とすること。 ○休息所 II ⇒可搬式または構造はテント等の簡易な工作物とすること。 ○バックネット (照明支柱 4 基)、外野支柱 4 基 ⇒根柱でなければならない必要性の検討結果を報告すること。仮にその必要があるならば、可搬式又は転倒式にすること。 ○トイレ (汲み取り式) ⇒可搬式で許可しているものであるため、可搬式とすること。

No	河川名	場 所	許可受市 (設置者)	許可施設名	河川敷地の現況		「河川敷占用許可施設の工作物等の実態調査 (平成 17 年度)」に基づく是正指示事項
					使用実態	当局が現地調査で把握した無許可工作物、物品等	
7	笹尾川	左岸、 1.4 km 付 近、 唐熊橋 (1.7 km) の上 流側	中間市	市民グラウンド(野 球場)	野球チーム 等が独占的 に使用	<p>1 野球場施設</p> <p>① 道路からの進入口にチェーン式の車止め、外周ネット、照明灯(大小4)、照明用の電源設備(電源盤は確認できず)、排水路、スコアボード、バックネット、バッティングネット、防球ネット、ベンチとして使用するU字溝、排水溝</p> <p>2 グラウンド周辺</p> <p>① 堤防法面の表小段に「中間市」の文字の入った仮設トイレ(1)、老朽化したプレハブ小屋(1)、小屋(1)、ブルーシートを使用したテント、物置等</p> <p>② 仮設トイレやプレハブ小屋等の近辺、道路からの進入路を下った付近に廃材等のゴミ</p>	指摘なし
8	犬鳴川	右岸、 2.2 km 付 近 2.4 km 新 入大橋 の下流 側	直方市	河川敷公園(新入 野球場)	〃	<p>1 野球場施設(高水敷)</p> <p>① 照明灯(4)、グラウンド外周ネット</p> <p>② 廃車(2)(レフト方向)</p> <p>2 堤防法面、表小段</p> <p>① 照明灯(3)、小屋、板張りで三方に目隠しを施した仮設トイレ(1)、仮設トイレ付近の電源設備</p> <p>② 階段付近のゴミ焼却炉、施錠された用具入(3)、グラウンド整備用具、ショッピングカート、手押し輪車、ブルーシートで覆った廃材など。法面には野焼きの跡</p> <p>3 天端及び裏法面</p> <p>① 天端に廃材</p> <p>② 裏法尻に石階段</p>	<p>○コンテナ倉庫(2)⇒撤去すること。</p> <p>○堤体への工作物設置については、公益上むやむを得ない場合に限るので、照明2基、照明支柱は撤去すること。防犯上等の必要性が当該箇所にあるならば、設置位置を含めての検討結果を報告すること。</p> <p>○外野ネット⇒可搬式又は転倒式とすること</p> <p>○堤体への工作物設置については、公益上むやむを得ない場合に限るので、堤体に設置されている根柱については撤去すること。その他の根柱については、根柱でなければならない必要性の検討結果を報告すること。仮にその必要性があるならば、可搬式又は転倒式とすること。</p> <p>○サイドネット⇒可搬式又は転倒式とすること。</p> <p>○トイレ⇒可搬式とすること。</p>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「当局が現地調査で把握した工作物及び物品等」欄のゴシック体は、許可工作物である。

表 2 - (1) - ⑤

占用許可を受けている運動公園等における目的外使用、無許可工作物の設置事例

No	河川事務所別	事例の内容等
1	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：黒川                      ② 場 所：左岸、梅崎排水樋管（2.47 km）の下流側                      ③ 施設名：河川敷運動広場（黒川河川公園）                      ④ 事例内容                      北九州市が街区公園として占有許可を受けている河川公園内に用具倉庫、階段及び看板が無許可で設置されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>河川公園の隅に設置されている用具倉庫                      車道と公園を繋ぐ階段とゴミ捨禁止の注意看板</p> <p>また、公園区域外の道路沿いに、公園利用者のために設置したと思われる仮設トイレや水道設備が無許可で設置されている。</p>  <p>仮設トイレと水道設備（赤枠内）</p> <p>⑤ 河川事務所による把握・措置状況                      平成 18 年 8 月、不法工作物について、河川法の規定に基づき許可申請を行うよう指導しているが、改善に至っていない。                      今後、北九州市と対応を協議したいとしている。</p>

No	河川事務所別	事例の内容等
2	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川            ② 場 所：左岸、花見第2排水樋管(17.275 km)付近            ③ 施設名：採草地            ④ 事例内容            宮崎市が採草地として占用許可を受けている河川敷地について、グランドゴルフ場としても使用されており、また、用具倉庫が無許可で設置されている。</p>   <p>⑤ 河川国道事務所による把握・措置状況            今回の調査結果を受けて、許可受者である宮崎市に対し、占用目的の変更申請及び用具倉庫の撤去について指導した結果、6月末、用具倉庫は撤去されたとしている。</p>
3	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川            ② 場 所：左岸、五十鈴川樋門(10.500 km)の南側            ③ 施設名：大淀川市民緑地            ④ 事例内容            ワイヤーで固定したテントが無許可で設置されており、テント内には、テーブル代わりに板や採集コンテナや一斗缶が設置されている。</p>    <p>⑤ 河川国道事務所による把握・措置状況            これまで、このような状況を把握しておらず、今回の調査結果を受けて、宮崎市に対し、撤去又は出水時の撤去を条件とした許可内容への変更申請を行うよう指導するとしている。</p>



No	河川事務所別	事例の内容等
4	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川            ② 場 所：右岸、納島第二樋管(14.550 km)の西側            ③ 施設名：富吉運動広場            ④ 事例内容            無許可で小屋、仮設トイレ、ベンチ、ドラム缶等が設置されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">仮設トイレ、ドラム缶、ベンチ</p> <p>⑤ 河川国道事務所による把握・措置状況            これまで、これまでこのような状況は把握しておらず、今回の調査結果を受けて、宮崎市に対し、小屋等の可搬式構造への変更及び出水時の撤去を条件とした許可内容への変更申請を行うよう指導したとしている。</p>
5	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川            ② 場 所：左岸、栗野第1樋管(19.200 km)の東側            ③ 施設名：橋山河川敷運動広場            ④ 事例内容            無許可で用具倉庫及び仮設トイレが設置されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>⑤ 河川国道事務所による把握・措置状況            これまで、このような状況は把握しておらず、今回の調査結果を受けて、宮崎市に対し、撤去又は出水時の撤去を条件とした許可内容への変更申請を行うよう指導したとしている。</p>

(注) 九州管区行政評価局及び宮崎行政評価事務所の調査結果による。

(2) 不法占用等の適切かつ効果的な是正

所見表示	説明図表番号
<p>河川区域内の土地を占有しようとする者及び河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し又は除去しようとする者は、河川法第 24 条及び同法第 26 条の規定に基づき、いずれも河川管理者の許可を受けなければならないとされている。</p>	<p>表 2-(1)-① (再掲)</p>
<p>また、河川法施行令第 16 条の 4 の規定により、何人も、みだりに河川を損傷してはならず、河川区域内の土地に、船舶その他の河川管理者が指定したものの、土石(砂を含む)、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物・廃物を捨て、又は放置するなど、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為は禁止されている。</p>	<p>表 2-(2)-①</p>
<p>河川管理者は、河川法令に違反した者に対して、河川法第 75 条第 1 項の規定に基づき、原状回復その他必要な措置を命ずることができるとされ、同法同条第 3 項に基づき、当該必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずるべき者を確知することができないときは、河川管理者は当該措置を自ら行い又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができるとされている。</p>	<p>表 2-(1)-① (再掲)</p>
<p>なお、国土交通省河川砂防基準維持管理編(河川編)(平成 23 年 5 月 11 日付け国河情第 1 号)によれば、河川管理者は、不法行為(注)を発見し、行為者が明らかな場合には、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講ずるものとされている。また、不法行為については、河川巡視の一般巡視の中で状況把握することが重要であり、不法行為を発見した場合には、迅速かつ適正な指導監督による対応を行うものとされ、悪質な不法行為に関しては、必要に応じ刑事告発を行うものとされている。</p> <p>(注) ここでいう「不法行為」とは、河川法第 24 条の許可を受けることなく河川区域内の土地を占有する行為や第 26 条第 1 項の許可を受けることなく工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする行為である。</p>	<p>図 2-(2)-①</p>
<p>調査した遠賀川河川事務所及び宮崎河川国道事務所は、九州地方整備局が定めた「九州地方整備局平常時河川巡視規程」に基づき、平常時における河川管理の一環として、出張所単位で河川巡視員が管理区間を週 2 巡する定期的な河川巡視及び目的別巡視(より詳細に状況を把握すべき項目等を抽出し、場所・目的等を絞り巡回する方法。同規程第 6 条第 2 号)を実施している。その結果、土地の不法占有や廃棄物の投棄等の異状な状況を発見・把握した場合には、これらの不法行為の内容に応じて、違反者に対し、河川法第 75 条第 1 項の規定に基づき原状回復を命ずるなど、必要な是正措置を講ずる</p>	<p>図 2-(2)-②</p>

<p>こととしている。</p> <p>今回、2河川（国道）事務所が管理する2水系（遠賀川水系及び大淀川水系）における不法占用等の発生状況及びそれに対する是正措置の実施状況を調査した結果、次のとおりの状況がみられた。</p> <p>ア 遠賀川河川事務所が管理する遠賀川水系における平成23年度から25年度までの不法占用事例の発生状況をみると、この間に発生した不法占用件数はいずれの年度も10件未満で推移しており、把握した年度内に全て是正措置を講じている。また、宮崎河川国道事務所も、記録を残している平成25年度に発生した9件の不法占用事例について、同年度内に措置を講じている。</p> <p>しかしながら、遠賀川河川事務所管内には、上記の3年間の各年度に発生した不法占用事例とは別に、過去に把握しながら、長期間改善されず不法占用の状態が継続している事例が37件あり（平成26年7月末現在）、次のとおり、同河川事務所による是正措置が十分でないため、改善の見込みがない状況となっている。</p> <p>① 遠賀川河川事務所は、これらの不法占用事例について、「不法占用物件現況整理簿」に事例ごとに、i) 占有者氏名・住所、ii) 占有の位置、iii) 占有の形態（河川法違反条項、占有物件の目的、構造、態様）、iv) 発生原因と占有者の監督処分に対する能力、v) 河川事務所の方針及び措置を記載し、継続的な指導を行っているとしている。</p> <p>同整理簿によると、これらの不法占用事例の多くは、個人による河川敷地の「囲込」となっており（37件中12件）、中には、不法に占有した河川敷地内に、許可なく住宅や倉庫、庭園などを建設・設置したものもあり、これら37件の不法占有面積は合計1,611.8㎡となっている。</p> <p>また、これらの不法占有事例が発生した時期について、同河川事務所は、「福岡県が管理していた当時（昭和40年代）から継続しているものが多く、いずれも不明である」としており、不法占有の期間は数十年に及ぶものが多いとみられる。</p> <p>② 上記の不法占有事例37件に対する遠賀川河川事務所の指導状況について、「不法占有物件現況整理簿」の「措置」欄の記載内容をみると、次のとおり、いずれの事例も効果的な指導が行われているとはみられない。</p> <p>i) 37件のうち、12件に対し撤去指示書を交付（河川法第77条第1項）しているものの、その時期は、いずれも平成元年から3年まで（23年以上前）に行ったものである上、当該指示書の写しを一切保管していない。このため、どのような指示を行ったのか分からなくなっており、撤去指示書の交付以降は、数年ごとに現地調査を行って口頭による指導を繰り返すにとどまっている。</p>	<p>表2-(2)-②</p> <p>表2-(2)-③</p>
---	---------------------------------

<p>ii) 残りの 25 件に対しては、現地調査などの際、占有者に対して口頭による指導を繰り返すにとどまっている。</p>	
<p>イ 2 河川（国道）事務所管内における平成 23 年度から 25 年度までの不法投棄の発生件数をみると、①遠賀川河川事務所では、23 年度の 1,502 件から 25 年度の 1,188 件へ、②宮崎河川国道事務所では、526 件から 330 件へといずれも減少している。2 河川（国道）事務所では、発生した不法投棄事例のほとんどを当該年度内に撤去するなどして改善措置を講じている。</p>	表 2-(2)-④
<p>ウ しかし、今回、当局が 2 河川（国道）事務所の管理する遠賀川水系及び大淀川水系を実地に調査した結果、次のとおり、土地の不法占有や不法投棄など不適切な事例がみられた。</p>	表 2-(2)-⑤ 表 2-(2)-⑥
<p>① 無許可で河岸にレンガ敷の船揚場を造成しているもの（1 事例）</p> <p>② 無許可で堤防法面等に、階段や梯子、ガードレール等を設置しているもの（7 事例）</p> <p>③ 船台や釣船、栈橋等を放置しているもの（5 事例）</p> <p>④ 廃止したとみられるバス待合所が設置されたままとなっているもの（1 事例）</p> <p>⑤ 堤防の天端等に農機具や建築資材、ネット等を放置しているもの（4 事例）</p> <p>⑥ 無許可で河川敷地を畑として耕作しているもの（1 事例）</p> <p>⑦ 無許可で高水敷に常態的に自動車を駐車しているもの（2 事例）</p> <p>⑧ テレビ、パソコン等の電化製品、物置、タイヤ、自転車、一般ゴミ等を河川敷地に廃棄しているもの（19 事例）</p> <p>（注）上記 40 事例（不法占有関係 21 事例及び不法投棄関係 19 事例）のうち 14 事例（不法占有関係 2 事例及び不法投棄関係 12 事例）は、調査途上において撤去等を完了（ほかに、一部を撤去済みのもの 2 事例（不法占有関係））</p>	
<p>これら 40 事例の中には、① 2 河川（国道）事務所（出張所を含む。）が河川巡視で把握したとしているが、時期が不明なもの（3 事例）、② 河川巡視員が撤去等を指導したとしているが、確認できる記録が残されていないもの（9 事例）、③ これまで不適切な状況を把握できておらず、今回の調査結果を受けて初めて知ったもの（12 事例）がある。</p>	
<p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、九州地方整備局は、不法行為を是正し、河川の適正な利用を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p>	

<p>① 把握できた不法占用及び不法投棄について、速やかに撤去の指導等を行うこと。</p> <p>② 長期間にわたり不法占用が続いている事例について、河川法の規定に基づき原状回復を命ずるなど、適切かつ効果的な是正措置をとるとともに、なお改善されないものについては、所定の手続を進め、他の手段によって原状回復の履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる場合は、行政代執行も検討すること。</p>	
---	--

表 2 - (2) - ①

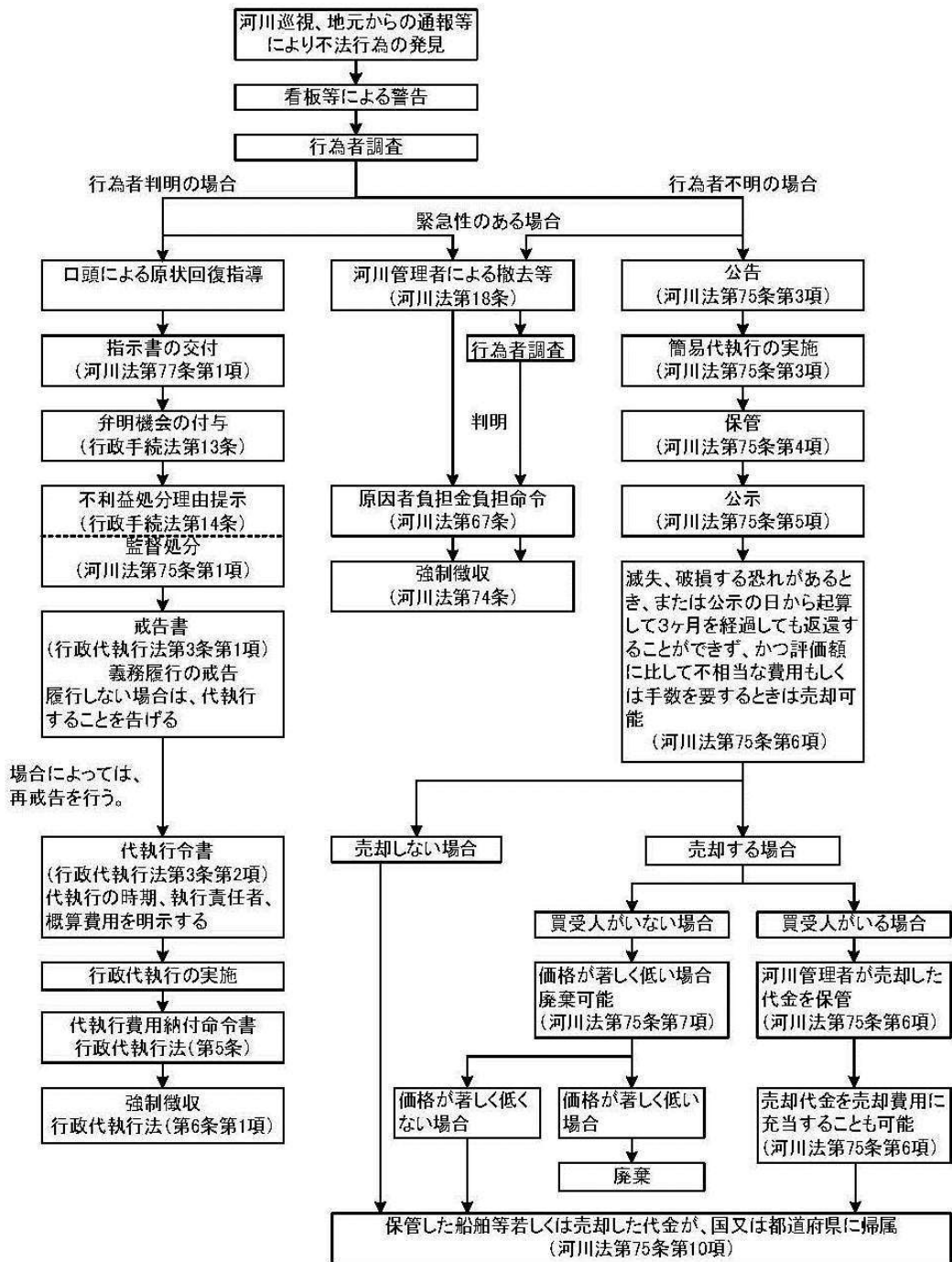
河川法施行令（抜粋）

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

**第 16 条の 4** 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 河川を損傷すること。
- 二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。）に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。
  - イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの
  - ロ 土石（砂を含む。以下同じ。）
  - ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物
- 三 次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。
  - イ 河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域
  - ロ 動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

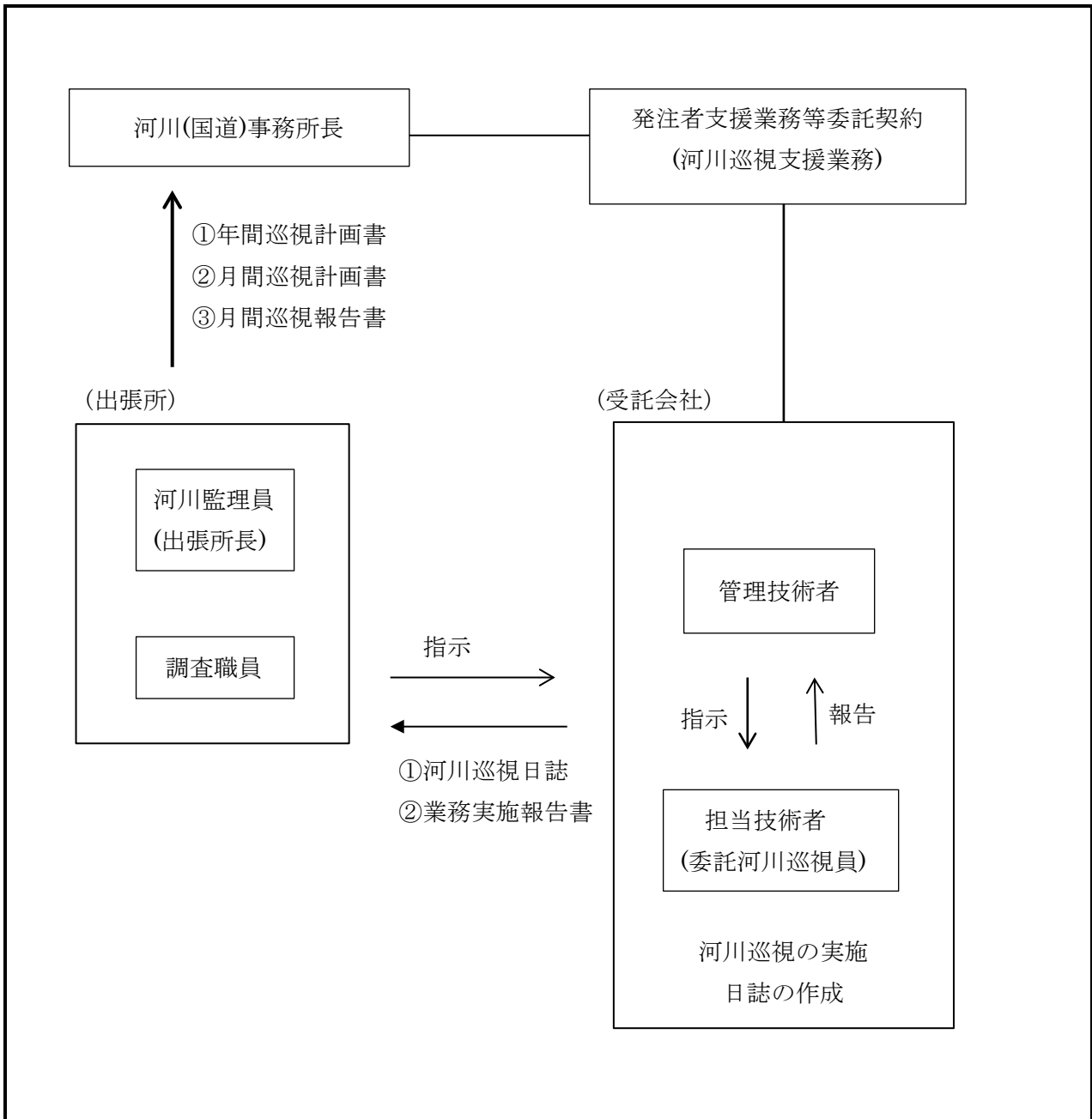
図2-(2)-① 不法行為の一般的な処理フロー



(注) 本図は、「国土交通省河川砂防技術基準維持管理編（河川編）」から抜粋した。

図 2 - (2) - ②

### 河川巡視の仕組み



(注) 当局の調査結果による。



表 2 - (2) - ②

## 不法占用事例の発生状況

(単位：件)

区 分		年 度		
		平成 23	24	25
遠賀川河川事務所	前年度からの継続事例	41	40	40
	うち当年度改善	1	0	3
	当年度把握事例	4	8	6
	うち当年度改善	4	8	6
	次年度への継続事例	40	40	37
宮崎河川国道事務所	前年度からの継続事例	—	—	3
	うち当年度改善	—	—	0
	当年度把握事例	—	—	9
	うち当年度改善	—	—	9
	次年度への継続事例	—	3	3

(注) 1 当局及び宮崎行政評価事務所の調査結果による。

2 宮崎河川国道事務所の「—」は、記録がなく不明であることを示す。

表 2 - (2) - ③ 遠賀川河川事務所における長期不法占用事例に対する指導・措置状況

占用者 番号	所在地	河川名	占用面積 (㎡)	占用物件	指導・措置状況			
					当初	最終	指示書	口頭
1	芦屋町	遠賀川	96.2	ドック防波堤	-	-	○	○
2	芦屋町	遠賀川	10.4	日除け(鋼製)	-	-		○
3	芦屋町	遠賀川	17.37	家屋、日除け、自販機	H3.5.10	H25.6.25	○	○
4	芦屋町	遠賀川	0	植栽(桜)	-	-	-	相手方不明
5	遠賀町	遠賀川	29.4	囲込(生垣)	H3.5.10	H25.6.25	○	○
6	水巻町	遠賀川	156.82	囲込(庭園)	H3.5.10	H25.6.25	○	○
7	遠賀町	遠賀川	33.48	花園	H3.5.10	H25.6.25	○	○
8	中間市	遠賀川	145	庭園	H3.5.10	H25.6.25	○	○
9	中間市	遠賀川	56	植木	H3.5.10	H25.6.25	○	○
10	北九州市	遠賀川	63.76	住家(木造平屋)	H20.3.26	H25.6.25		○
11	直方市	遠賀川	8.9	囲込	H23.7.15	H25.6.25		○
12	飯塚市	遠賀川	29.25	庭園、住所、物置	H1.6.26	H25.6.25	○	○
13	飯塚市	遠賀川	268.7	住家、倉庫	H1.6.26	H25.6.25	○	○
14	芦屋町	西川	6.2	宅地囲込	H3.5.10	H25.6.25	○	○
15	芦屋町	西川	20.25	畑(耕作)	H3.5.10	H25.6.25	○	○
16	中間市	西川	21.24	庭園、畑	H3.5.10	H25.6.25	○	○
17	直方市	犬鳴川	6.15	目隠し(立木)	H20.8.28	H25.6.25		○
18	宮若市	犬鳴川	6.0	囲込	H21.8.20	H25.6.25		○
19	宮若市	犬鳴川	7.09	囲込	H21.8.20	H25.6.25		○
20	宮若市	犬鳴川	4.51	庭園	H21.8.20	H25.6.25		○
21	宮若市	犬鳴川	5.92	庭園	H21.8.20	H25.6.25		○
22	宮若市	犬鳴川	3.86	庇(住宅)	H21.8.20	H25.6.25		○
23	宮若市	犬鳴川	0.81	庭園	H21.8.20	H25.6.25		○
24	直方市	犬鳴川	4.88	家屋	H21.8.20	H25.6.25		○
25	宮若市	犬鳴川	8.69	囲込	H21.8.20	H25.6.25		○
26	宮若市	犬鳴川	19.11	住家(一部店舗)	H20.3.17	H25.6.25		○
27	宮若市	犬鳴川	14.35	車庫(木造)	H21.8.24	H25.6.25		○
28	宮若市	犬鳴川	26.67	住宅(木造二階建)	H21.8.24	H25.6.25		○
29	宮若市	犬鳴川	59.49	囲込	H20.3.17	H25.6.25		○
30	宮若市	犬鳴川	33.09	倉庫(下屋)囲込	H20.3.17	H25.6.25		○
31	福智町	彦山川	19.0	住家(木造平屋建)	H20.3.26	H25.6.27		○
32	福智町	中元寺川	41.2	囲込	H20.9.11	H25.6.27		○
33	福智町	中元寺川	16.0	囲込(生垣)	H20.9.11	H25.6.27		○
34	福智町	中元寺川	104.78	囲込(生垣)	H20.9.11	H25.6.27		○
35	福智町	中元寺川	23.0	囲込(生垣)	H20.9.11	H25.6.27		○
36	金田町	中元寺川	49.28	車庫、生垣	H20.9.11	H25.6.27		○
37	糸田町	中元寺川	195	モルタル塀、畑、植木	H20.9.11	H25.6.27		○
合計			1611.85				12	36

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (2) - ④

## 不法投棄の発生状況

(単位：件)

区 分		年 度		
		平成 23	24	25
遠賀川河川事務所	前年度からの継続事例	0	0	0
	うち当年度改善	0	0	0
	当年度把握事例	1,502	1,242	1,188
	うち当年度改善	1,502	1,242	1,188
	次年度への継続事例	0	0	0
宮崎河川国道事務所	前年度からの継続事例	2	2	1
	うち当年度改善	2	2	1
	当年度把握事例	526	360	330
	うち当年度改善	524	359	330
	次年度への継続事例	2	1	0

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑤



河川敷地における不法占用に係る事例

No	事例区分	河川事務所別	事例の内容等
1	船揚場を造成	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：遠賀川</p> <p>② 場 所：右岸、14.730 km付近、楠橋ポンプ樋管下</p> <p>③ 事例内容 北九州市楠橋ポンプ場前の樋管下の河川敷に、川岸を削って造成した施設がある（船揚場として利用していると思われる。）。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況 中間出張所が、当該場所にボート利用者に対する注意看板を設置しており、現状は把握している。河川法第 24 条と第 26 条の許可に反する工作物であるが、行為者不明のまま現在に至っているとしている。</p>
2	階段、梯子を設置	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：西川</p> <p>② 場 所：左岸、0.100～0.420 km、西祇園橋と高浜排水樋管の中間点付近</p> <p>③ 事例内容 堤防法面（3か所）に、金属製の階段、梯子を設置している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況 河川巡視で把握しているとしているが、時期不明 これらの梯子は、不法係留者が設置したものと思われ、平成 26 年度下半期から 27 年度にかけて設定予定の第 4 期不法係留船重点撤去区域内であるため、不法係留船に対する指導と同時に自主撤去を促した上で強制的な撤去指導等を実施予定としている。</p>





No	事例区分	河川事務所別	事例の内容等
3	階段、梯子を設置	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：西川</p> <p>② 場 所：右岸、1.02 km付近、島津排水樋管 北側付近</p> <p>③ 事例内容</p> <p>堤防法面に、コンクリートブロックを置いて、階段として利用している(コンクリートブロックは、法面に打ち込まれたコンクリート及び鉄パイプにより法面に固定されている。)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況</p> <p>中間出張所が河川巡視で把握しているとしているが、時期不明</p> <p>これらの梯子は、不法係留者が設置したものと思われ、平成 26 年度下半期から 27 年度にかけて設定予定の第 4 期不法係留船重点撤去区域内であるため、不法係留船に対する指導と同時に自主撤去を促した上で強制的な撤去指導等を実施予定としている。</p>
4	機材倉庫を設置	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：左岸、10.5 km付近、五十鈴川樋門の南側</p> <p>③ 事例内容</p> <p>堤防天端に、芝刈り用のバギーを保管する小屋が無許可で設置されている。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況</p> <p>これまで、このような状況を把握しておらず、今回の当局の調査結果を受けて、付近の一般広場を含む大淀川市民広場の許可受者である宮崎市を通じて、地域住民に対し、撤去するよう指導するとしている。</p>

No	事例区分	河川事務所別	事例の内容等
5	ガードレールを設置	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川            ② 場 所：右岸、2.00 km付近、赤江大橋の東側            ③ 事例内容            大淀川市民緑地の高水敷に無許可でガードレールが設置されている。</p>  <p>(注) 船の陸置きについては、不法係留の項目に記載</p> <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況            これまで、このような状況を把握しておらず、今回の当局の調査結果を受けて、設置した可能性が高いと思われる宮崎市(大淀川市民緑地の管理者)に対し、撤去するよう指導するとしている。</p>
6	看板を設置	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川            ② 場 所：右岸、13.2 km付近、有田橋の西側            ③ 事例内容            高水敷に、「川は、ゴミ捨て場ではありません。川をきれいにしましょう。水神さま」と書かれた看板が無許可で設置されている。</p>  <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況            これまで、このような状況を把握しておらず、今回の当局の調査結果を受けて、看板設置者の特定を図り、設置者が判明すれば撤去を要請し、判明しない場合は自ら撤去するとしている。</p>
7	机、ベンチを設置	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川            ② 場 所：右岸、13.2 km付近、有田橋の西側            ③ 事例内容            高水敷に、机2台、ベンチ1台が無許可で設置されている。</p> 




No	事例区分	河川事務所別	事例の内容等
			<p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況</p> <p>当該状況は河川巡視員が把握し、設置者であるラジコンヘリクラブに対して、撤去するよう指導していたとしているが、記録として確認できるものが残されていない。</p> <p>今回の調査結果を受けて、6月下旬、設置者であるラジコンヘリクラブ(宮崎スカイヘリクラブ)に対し、撤去するよう指導し、6月末現在、撤去済みであるとしている。</p>
8	釣竿等を設置	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：左岸、20.580 km付近、栗野第3樋管近く</p> <p>③ 事例内容</p> <p>護岸等に釣竿を支える道具とともに釣竿9本が無許可で設置されている。うち、1本は、樋管の水路の護岸に取り付けられている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況</p> <p>河川巡視員が当該状況を把握し、釣竿等の利用者に撤去するよう指導していたとしているが、確認できるものが記録として残されていない。</p> <p>今回の当局の調査結果を受けて、6月下旬、利用者に対して撤去を指導した結果、樋管への取付け分については撤去されたとしており、残りについては、今後の状況を見守り、必要に応じて、指導したいとしている。</p>
9	船台、釣船、栈橋等を放置	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：遠賀川</p> <p>② 場 所：右岸、0.656 km付近、芦屋橋付近の砂浜</p> <p>③ 事例内容</p> <p>砂浜に、船台3台とナンバープレートのない軽自動車1台が放置されている。</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;">    </div>

No	事例区分	河川事務所別	事例の内容等
			<p>④ 河川事務所による把握・措置状況</p> <p>係留施設として許可を受けているマリーナ近辺では、船の上げ下ろしに一時的に許可を受けていない場所に仮置きする場合があります、河川巡視でも、仮置きの状況は把握しているとしている。船台と軽自動車の所有者が同一人物であり、マリーナ（ヨットハーバー芦屋）の会員であるため、6月下旬、マリーナの経営者を指導したとしている。</p>
10	船台、釣船、棧橋等を放置	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：左岸、一ツ葉大橋（一ツ葉有料道路）（1.295 km）の東側（河口側）</p> <p>③ 事例内容</p> <p>釣船の係留及び棧橋等設置が許可されている場所付近で、釣船 24 隻が陸置きされており、中には、高水敷や護岸に金具で固定し、高水敷や護岸を損傷させているもの（4 隻）がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況</p> <p>河川巡視員が当該状況を把握し、許可受者である宮崎内水面漁協及び船舶所有者に対し、金具の撤去及び陸置き状態の解消について指導していたとしているが、記録として確認できるものが残されていない。</p> <p>今回の当局の調査結果を受けて、6月下旬と7月上旬、改めて、宮崎内水面漁協及び船舶所有者に対し金具の撤去及び陸置きの解消を指導したとしている。</p>



No	事例区分	河川事務所別	事例の内容等
11	船台、釣船、栈橋等を放置	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：左岸、2.0～1.295 km付近、赤江大橋の東側から一ッ葉大橋の東側にかけて</p> <p>③ 事例内容 釣船の係留及び栈橋等設置が許可されている場所付近で、取り外された栈橋6本が陸置きされており、中には、護岸に金具で固定しているため、護岸を損傷しているもの(1本)がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>護岸に金具で固定している状態 (上の写真の赤枠内を拡大)</p> </div> <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況 宮崎出張所職員が当該状況を把握し、許可受者である宮崎内水面漁協に対し、撤去するよう指導していたとしているが、記録として確認できるものが残されていない。 今回の当局の調査結果を受けて、宮崎内水面漁協及び船舶所有者に対し金具及び栈橋の撤去を指導し、金具で固定した栈橋は金具とともに既に撤去され、残りについても引き続き指導を継続するとしている。</p>
12	船台、釣船、栈橋等を放置	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：右岸、2.000 km付近、赤江大橋の東側。</p> <p>③ 事例内容 大淀川市民緑地の高水敷に、船台2基が無許可で設置されている。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況 河川巡視員が当該状況を把握し、船台の所有者(付近に係留及び栈橋の許</p>

No	事例区分	河川事務所別	事例の内容等
			<p>可を受けている宮崎内水面漁協の組合員)に撤去するよう指導していたとしているが、記録として確認できるものが残されていない。</p> <p>今回の当局の調査結果を受けて、改めて、6月下旬、船台の所有者に対し、撤去するよう指導したとしている。</p>
13	船台、釣船、棧橋等を放置	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：左岸、一ツ葉大橋（一ツ葉有料道路）（1K295）の西側</p> <p>③ 事例内容</p> <p>浮き、タイヤ、コンクリートブロック等が堤防法面に放置されている。</p>  <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況</p> <p>宮崎出張所職員が当該状況を把握し、付近の係留及び棧橋の許可受者である宮崎内水面漁協に撤去を指導していたとしているが、記録として確認できるものが残されていない。</p> <p>今回の当局の調査結果を受けて、6月下旬、改めて、付近の係留及び棧橋の許可受者である宮崎内水面漁協及び船舶所有者に対し漁具等を撤去するよう指導したとしている。</p>
14	バス待合所を放置	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：彦山川</p> <p>② 場 所：左岸、3.6～4.2 km 付近、草場樋門～土手下揚水樋管 付近</p> <p>③ 事例内容</p> <p>草場樋門から数百メートル上流の堤防の川裏（法面）に、現在は利用されていないとみられるバス待合所が設置されている。</p>  <p>中にはソファも置かれている。</p> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況</p> <p>福智町がバス待合所として許可を受けているものである（平成 24 年 2 月 29 日、許可期間は平成 29 年 3 月 31 日まで）。バス路線から外れており、バス待合所として使用する見込みがないため、撤去するよう指導したとしている。</p>

No	事例区分	河川事務所別	事例の内容等
15	農機具等を放置	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：笹尾川</p> <p>② 場 所：右岸、1.37 km付近 高江第1号用水樋管付近</p> <p>③ 事例内容</p> <p>i) 天端には、シートで覆った農機具と思われるものが放置されている。</p> <p>ii) 高水敷の護岸沿いに、流し台、建設廃材等が放置されたままとなっている。また、付近には野焼きの跡も見られた。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>グリーンシートが被せられたもの 護岸下に放棄されている廃材等</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>野焼きの跡</p> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況</p> <p>河川巡視で把握しているとしているが、時期不明。</p> <p>グリーンシートが被せられている農機具は、高水敷で不法に耕作をしている者が使用しているものと思われるため、耕作者を特定し、撤去指導している。廃材とみられるものも安易に撤去できないので、これについても所有者の特定を図り、指導している。</p> <p>なお、野焼き跡については、7月上旬、撤去済みとしている。</p>

No	事例区分	河川事務所別	事例の内容等
16	建築資材を放置	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：彦山川</p> <p>② 場 所：左岸、16.664 km付近 伊加利第4排水樋管付近</p> <p>③ 事例内容 堤防天端に、コンクリート製のボックスカルバート（4個）が放置されている。</p>  <p>④ 河川事務所による把握・措置状況 ボックスカルバートは、建築資材であるので、所有者に撤去を指導している。 当該場所の付近に民地の資材置き場があり、資材置き場への通路として天端の使用許可を与えた所有者が土地の返還手続時に原状復旧を要請したものの、改善されていないもの。再度所有者に撤去を指導している。</p>
17	ネットを放置	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：右岸、1.295 km付近、一ッ葉大橋と赤江大橋の間</p> <p>③ 事例内容 大淀川市民緑地の軟式野球場3のバックネット裏に、ブルーシートと廃タイヤで覆った野球用ネットが放置されている。</p>  <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況 河川巡視員が当該状況を把握していたとするが、記録として確認できるものが残されていない。 今回の当局の調査結果を受けて、改めて、7月上旬、大淀川市民緑地の管理者である宮崎市に対し、同緑地の利用者が使用する道具等の管理を徹底するよう指導したとしている。</p>

No	事例区分	河川事務所別	事例の内容等
18	工事により撤去したブロックを放置	宮崎河川国道事務所	<p>① 河川名：大淀川            ② 場 所：左岸、14.2 km付近、有田橋の西側、距離標示付近            ③ 事例内容            宮崎河川国道事務所が、平成 24 年度に実施した河川維持管理工事の際、重機の作業に支障のある堤防坂路の路肩に設置されていた「のり先ブロック」を一時、撤去し、堤防法面に仮置きした。工事完了時に元に戻す予定であったが、翌 25 年度の工事予定を考慮し、そのまま、1 年以上、放置されている。</p>  <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況            平成 25 年度の工事終了時に、当面仮置きのみで河川管理上支障がないと判断し、後日、路肩に戻すか、撤去するかについて、決定することとしていたものであるとしている。            今回の当局の調査結果を受けて、6 月下旬、撤去したとしている。</p>
19	畑として耕作	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：笹尾川            ② 場 所：右岸、芝谷橋(1.86 km)付近            ③ 事例内容            当該河川敷一帯において、畑として野菜等を耕作している状況がみられる。当該畑の付近には、遠賀川河川事務所による看板（この土地は河川区域内の土地です。河川区域内での耕作は河川法により一切禁止されていますので、〇月〇日までに原状復旧してください）が設置されている。            また、当該畑に隣接する用水樋管の用水路から畑に管を通して取水している様子が見える。</p>  <p>遠賀川河川事務所が設置した看板の右手奥の方向に、野菜等の作付けが行われている耕作地が広がっている。</p> 

No	事例区分	河川事務所別	事例の内容等
			<p>隣接する用水路から取水している様子</p> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況 遠賀川河川事務所による不法耕作の原状復旧を命ずる看板を設置している（設置年月日不明）。耕作者を特定し、是正指導を行うとしている。</p>
20	常態的に駐車	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：彦山川</p> <p>② 場所：左岸、12.900 km付近、永浦橋（12.900 km）の下の河川敷</p> <p>③ 事例内容 永浦橋と国道201号の間の河川敷に5月15日の時点で自動車17台が駐車しており、5月21日にも16台が駐車しているのが確認された。両日において、同じ車両ナンバーが確認できたものが16台中5台あるが、そのほかにも同一と思われる車両の駐車が見かけられることから、駐車スペースとして恒常的に利用されている可能性が高い（付近事業所の従業員が恒常的に駐車しているとの証言あり。）。</p> <p>【平成26年5月15日と5月21日の車両比較】 （平成26年5月15日撮影分）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>（平成26年5月21日撮影分）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>21日の16台の駐車台数のうち、少なくとも5台は同じ車（矢印で結んだもの）である。</p>

No	事例区分	河川事務所別	事例の内容等
			<p>④ 河川事務所による把握・措置状況  平成 25 年 12 月下旬、田川出張所が河川巡視で把握していたとしている。  平成 26 年 5 月下旬、坂路入口に「増水時に注意が必要であること。雨が降ってきた場合には、移動させること」と記載した注意看板を設置したとしている。また、田川市と対応を協議したいとしている。</p>
21	常態的に駐車	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：彦山川  ② 場 所：左岸、13.48 km 付近、  ③ 事例内容  栄町排水樋管の近くの河川敷に、平成 26 年 5 月 15 日に自動車 3 台が、また、6 月 20 日にも 2 台が駐車しているのが確認された。6 月 20 日の 2 台の車両ナンバーは、5 月 15 日にも確認されたことから、当該場所が駐車スペースとして恒常的に利用されている可能性がある。  当該、駐車場所となっている箇所は、進入坂路を下り、河川敷地内に設置され、自動車及び自転車の通行が禁止されている歩道(許可受者：田川市)を通行しなければたどり着くことができない場所である。  なお、6 月 20 日には、進入坂路付近に、「駐車時の増水には注意が必要です。上流で雨が降ると川が増水して河川敷が水没します。雨が降ってきた際は、車を移動させてください。国土交通省」と記載された警告看板が設置されていた。</p> <p>【平成 26 年 5 月 15 日と 6 月 20 日の比較】  (平成 26 年 5 月 15 日撮影分)</p>  <p>(平成 26 年 6 月 20 日撮影分)</p>  <p>矢印で結んだものが同じ車</p>  <p>進入坂路の入口付近に新たに設置された看板</p>

No	事例 区分	河川事 務所別	事例の内容等
			<p>④ 河川事務所による把握・措置状況</p> <p>上記の事例と同様、平成 25 年 12 月下旬、田川出張所が河川巡視で把握していたとしている。</p> <p>平成 26 年 5 月下旬、坂路入口に「増水時に注意が必要であること。雨が降ってきた場合には、移動させること」と記載した注意看板を設置したとしている。また、田川市と対応を協議したいとしている。</p>

(注) 九州管区行政評価局及び宮崎行政評価事務所の調査結果による。




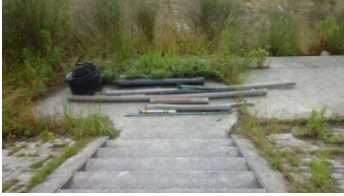



表2-(2)-⑥

河川敷地における不法投棄に係る事例

No	河川事務所別	事例の内容等
1	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：遠賀川</p> <p>② 場 所：右岸、10.85km 付近、中間市消防本部下の堤防敷と高水敷</p> <p>③ 事例内容 堤防の小段に、スチール製の物置が2台投棄され、本川方向の河川敷に、タイヤ7本が投棄されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況 タイヤについては、平成25年10月1日の河川巡視で発見し、公園管理者である中間市に情報提供したことが確認できたが、スチール製の物置については把握の有無を確認できていないとしている。 なお、今回の当局の調査結果を受けて、中間出張所が7月1日にいずれも回収撤去したとしている。</p>
2	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：遠賀川</p> <p>② 場 所：右岸、16.9 km 付近、直方市菜の花大橋下付近2か所</p> <p>③ 事例内容 高水敷きに、ゴミを焼却した形跡と木くず、プラスチックくずが投棄されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況 直方出張所が、平成26年4月11日の河川巡視で把握していたもので、5月16日、撤去したとしている。</p>

No	河川事務所別	事例の内容等
3	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：西川            ② 場 所：右岸、0.102 km付近 島津排水樋管付近            ③ 事例内容            樋管の転落防止柵の傍らに浮き1個が放置されている。</p>  <p>④ 河川事務所による把握・措置状況            今回の当局の調査結果を受けて、初めて把握したもの。            7月1日、撤去したとしている。</p>
4	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：西川            ② 場 所：左岸、0.1～1.5 km 付近、芦屋町浜口町・鶴松墓地地先            ③ 事例内容            高水敷に、ゴム製のポールが投棄されている。</p>  <p>④ 河川事務所による把握・措置状況            今回の当局の調査結果を受けて、初めて把握したもの。            7月1日、撤去したとしている。</p>
5	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：西川            ② 場 所：左岸、1.5～2.080 km付近、新西川橋～島津橋 計2か所            浜口第1排水樋管（1.545 km）付近            ③ 事例内容            護岸に、プラスチック製及び発砲スチロール製の浮きが放置されている。</p>  <p>プラスチック製の浮き                      発砲スチロール製の浮き</p>

No	河川事務所別	事例の内容等
		<p>④ 河川事務所による把握・措置状況</p> <p>当該地域は、不法係留の第3期重点対策区域内であり、船舶については、全て自主撤去されている。現在、現地に残された係留杭・ブイ・浮き等について撤去告知板を設置し、必要なものは自ら撤去するよう促している。残ったものは、出張所で撤去することとしている。</p>
6	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：西川</p> <p>② 場 所：左・右岸、1.5～2.080 km付近、新西川橋～島津橋の間</p> <p>③ 事例内容</p> <p>i) 西川左岸（浜口第1排水樋管の十数メートル上流にある施設名称不明の樋管付近の高水敷）に、20型ブラウン管テレビが投棄されている（1か所）。</p> <p>ii) 西川右岸（島津排水樋管の十数メートル上流の高水敷）に、ゴミ（パソコン、衣装ケース、発泡スチロール製の浮き、ホース等）が投棄されている（1か所）。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況</p> <p>今回の当局の調査結果を受けて、初めて把握したもの。7月上旬、撤去したとしている。</p>
7	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：黒川</p> <p>② 場 所：左岸、2.4 km付近 黒川河川公園の安全策の外側の河川敷</p> <p>③ 事例内容</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>液晶テレビが投棄されている河川敷</p> <p>投棄されている液晶テレビ</p> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況</p> <p>今回の当局の調査結果を受けて、初めて把握したもの。7月上旬、撤去したとしている。</p>

No	河川事務所別	事例の内容等
8	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：穂波川</p> <p>② 場 所：左岸、1.3 km付近 明星寺川排水樋門付近</p> <p>③ 事例内容  明星寺川排水樋門の法面にある階段の下に、i) 塩化ビニール管等、ii) 数本のスプレー缶、ポリバケツ、ホイル等が投棄されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況  飯塚出張所が平成 26 年 6 月 13 日の河川巡視で把握済みであり、6 月 26 日、撤去したとしている。</p>
9	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：穂波川</p> <p>② 場 所：左岸、1.86 km付近 若菜排水樋管付近</p> <p>③ 事例内容  若菜排水樋管の真下の法面に、i) 家庭用のごみ袋にはいったゴミ、ii) ノート型パソコン 1 台が不法投棄されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況  飯塚出張所が平成 26 年 6 月 13 日の河川巡視で把握済みであり、6 月 27 日、撤去したとしている。</p>

No	河川事務所別	事例の内容等
10	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：彦山川</p> <p>② 場 所：左岸、23.162～24.645 km付近 新城排水樋管～庄第1排水樋管付近</p> <p>③ 事例内容</p> <p>i) 新城排水樋管の50メートルほど上流の高水敷に、ごみを焼却した形跡がみられる。</p> <p>ii) 庄第1排水樋管の50メートルほど上流の高水敷に、ごみを焼却した形跡がみられる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況 今回の当局の調査結果を受けて、初めて把握したもの。注意看板を設置している。</p>
11	遠賀川河川事務所	<p>① 河川名：中元寺川</p> <p>② 場 所：左岸、6.43 km付近 川宮第3排水樋管付近</p> <p>③ 事例内容 堤防天端のガードレールの内側に、木製の収納庫が放置されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>④ 河川事務所による把握・措置状況 今回の当局の調査結果を受けて、初めて把握したもの。所有者を特定し、撤去を要請するとしている。</p>

No	河川事務所別	事例の内容等
12	宮崎河川 国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：左岸、一ツ葉大橋（一ツ葉有料道路）（1.295 km）の東側</p> <p>③ 事例内容        廃材、廃タイヤ等が高水敷及び堤防法面に散乱しているほか、ゴミの焼却跡が複数箇所ある。</p>  <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況        宮崎出張所職員が当該状況を把握し、許可受者である宮崎内水面漁協に対し、撤去するよう指導していたとしているが、記録として確認できるものが残されていない。        今回の当局の調査結果を受けて、6月下旬、宮崎内水面漁協に対し、撤去するよう指導したとしている。</p>
13	宮崎河川 国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：右岸、1.295 km付近、一ツ葉大橋の東側。釣船の係留場所から堤防側</p> <p>③ 事例内容        一般ゴミがまとまって投棄されている。        付近には、宮崎出張所による不法投棄の警告板が設置されている。</p>  <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況        宮崎市の出先機関である赤江地域センター職員からの情報提供を受けて、既に投棄箇所雌雄辺のゴミの一斉回収を行い、当該ゴミも撤去済みであるとしている。</p>

No	河川事務所別	事例の内容等
14	宮崎河川 国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：左岸、2.000 km付近、赤江大橋の西側、堤防寄り。</p> <p>③ 事例内容 高水敷に廃材等が廃棄されている。</p>  <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況 このような事例は把握しておらず、今回の当局の調査結果を受けて現地確認を行ったが、確認できなかったとしている。</p>
15	宮崎河川 国道事務所	<p>① 河川名：八重川</p> <p>② 場 所：右岸、1.830 km付近、下鶴橋の下</p> <p>③ 事例内容 堤防法面の下に自転車1台が投棄されている。</p>  <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況 河川巡視員が把握していたとしているが、記録として確認できるものが残されていない。7月上旬回収したとしている。</p>
16	宮崎河川 国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：右岸、4.850 km付近、天満橋の下</p> <p>③ 事例内容 川裏と川表の堤防法面にそれぞれ自転車1台が放置されている。</p>  <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況 川表の自転車については、河川巡視により把握し、警察署を通じて所有者に対し撤去を要請し、6月下旬に撤去されているのを確認したが、川裏の自転車については、今回の調査結果を受けて現地調査を行ったが、確認できなかったとしている。</p>

No	河川事務所別	事例の内容等
17	宮崎河川 国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：右岸、5.95 km付近、大塚地区案内板付近</p> <p>③ 事例内容 堤防法面に自転車1台が放置されている。</p>  <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況 河川巡視により把握し、乗用不能であること、盗難届が出ていないことを確認した上で、既に廃棄物として回収済みであるとしている。</p>
18	宮崎河川 国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：左岸、11.600 km付近、瓜生野川排水機場の水路内</p> <p>③ 事例内容 瓜生野川排水機場の水路内に自転車1台が投棄されている。</p>  <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況 このような状況を把握しておらず、今回の当局の調査結果を受けて、現地確認を行った結果、乗用不能であること、盗難届が出ていないことを確認した上で、既に廃棄物として回収済みであるとしている。</p>
19	宮崎河川 国道事務所	<p>① 河川名：大淀川</p> <p>② 場 所：左岸、20.400 km付近、</p> <p>③ 事例内容 河道に、自転車1台が投棄されている。</p>  <p>④ 河川国道事務所による把握・措置状況 このような状況を把握しておらず、今回の当局の調査結果を受けて、現地確認を行った結果、水位が下がり次第、廃棄物として回収するとしている。</p>

(注) 九州管区行政評価局及び宮崎行政評価事務所の調査結果による。



### (3) 不法係留船対策の推進

所見表示	説明図表番号
<p>河川における不法係留船は、河川工事実施の支障、洪水時の流下阻害や河川管理施設の損傷の原因、また、燃料の漏出による水質事故や水質汚濁等の原因となるおそれがあるほか、市民の利用の支障、騒音の発生、景観悪化等の原因となっている。加えて、東日本大震災の教訓として、津波による背後住居等への二次被害も懸念されている。</p>	
<p>ア 計画的な不法係留船対策の実施状況</p> <p>不法係留船の数が多し等の理由により計画的な不法係留船対策を講ずる必要がある河川について、国土交通省では、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成10年2月12日付け建設省河政発第16号建設省河川局長。以下「平成10年河川局長通達」という。）により、不法係留船対策に係る計画を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に策定し、不法係留船の計画的な撤去を適正に行うこととしている。</p>	表2-(3)-①
<p>今回、九州地方整備局管内の20水系の中から、①調査対象とした遠賀川河川事務所及び宮崎河川国道事務所がそれぞれ管理している遠賀川水系、大淀川水系に加えて、②「平成22年度プレジャーボート全国実態調査」の結果で、河川区域における不法係留船数が200隻を超える4水系（六角川、菊池川、緑川及び五ヶ瀬川）の計6水系について、平成10年河川局長通達に基づく計画的な不法係留船対策の実施状況を調査したところ、計画を策定しているのは遠賀川水系のみとなっている。</p>	表2-(3)-②
<p>具体的には、遠賀川河川事務所では、平成10年河川局長通達に基づく協議会の意見を踏まえた上で、平成23年2月に「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書」を策定している。この計画書の中では、遠賀川河口域において、第1期から第5期まで段階的に重点的撤去区域を設定することとされており、同事務所では、同区域内の不法係留船を対象として、船舶の係留規制（強制撤去）を徹底するなどにより、計画的に不法係留船対策を実施中であるとしている。</p>	表2-(3)-③
<p>遠賀川河口域における不法係留船の推移をみると、上記の計画に基づく対策前の平成22年9月には716隻あったものが、対策実施途上の25年9月には383隻まで減少しているなど、遠賀川河川事務所による、これまでの計画的な不法係留船対策は効果が上がっているものと認められる。</p>	表2-(3)-③ (再掲)
<p>イ 不法係留船の是正措置状況</p> <p>不法係留船対策に関しては、平成10年河川局長通達に基づく計画的な対策のほかに、九州地方整備局では、管内河川（国道）事務所に対して、発見した不法係留等を含む不法行為については、国土交通省河川砂防技術基準維持管理</p>	表2-(1)-① (再掲)

編（河川編）に基づき、行為者が明らかな場合には、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講ずるよう指導している。

今回当局が、2河川（国道）事務所が管理している河川について不法係留船の実態を調査した結果、遠賀川河川事務所 294 隻（遠賀川水系）及び宮崎河川国道事務所 59 隻（大淀川水系）、合計 353 隻の不法係留船がみられ、これに対する2河川（国道）事務所の対応状況は、次のとおりである。

(ア) 遠賀川河川事務所では、上記の平成 10 年河川局長通達に基づき、不法係留船対策を計画的に実施しており、対策実施中の遠賀川河口域における、これまでの不法係留船の推移を踏まえると、数年中には、遠賀川河口域における不法係留船は着実に解消されていくものと見込まれる。

しかしながら、上記の不法係留船 294 隻の中には、次のとおり、河川の流下能力の低下や油の流出による治水上・環境上の支障又は支障となるおそれがありながら、係留規制（強制撤去）を行うための重点的撤去区域の設定に至っていなかったことなどから、積極的な撤去指導・撤去措置が行われなかったため、違法な状態が放置されているものがみられた。

① 護岸に無許可で設置されている係留柱又は係留環に係留された沈船が、放置されたままとなっているもの（4 隻）

表 2-(3)-④

② 護岸に無許可で設置されている係留柱に係留され船首が大きく欠けている破損船が、放置されたままとなっているもの（1 隻）

表 2-(3)-⑤

なお、遠賀川河川事務所では、不法係留船に対する撤去指導結果について、重点的撤去区域内の対象船舶に限って時系列で整理・記録されているものの、同区域外の不法係留船については、撤去指導が実施されている沈船等であっても、その事跡が船舶ごとに時系列で整理・記録されていない。

(イ) 宮崎河川国道事務所では、上記の平成 10 年河川局長通達に基づく計画的な不法係留船対策は実施していない。この理由として同事務所では、管内の水系・河川において、不法係留船の数も多くないなど河川の管理面での著しい支障がない上に、周辺水域では係留場所に余力が無く、係留施設の整備が進んでいない中であっては、不法係留船の強制的な撤去措置を行わないとしている。

一方で、平成 25 年に国土交通省から通知された「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」（平成 25 年 5 月 22 日付け国水政第 11 号水管理・国土保全局水政課長）により、新たに、平成 25 年度から 10 年間で放置船をゼロ隻とする旨の目標方針が示されたため、今後は、この目標方針に沿って必要となる対策を講じていきたいとしている。

表 2-(3)-⑥

具体的には、宮崎県内の河川、港湾及び漁港の各管理者により構成される「宮崎県プレジャーボート対策協議会」（平成 20 年 12 月設置）において、現在、今後の港湾係留施設の増設と県管理区間の河川での遊休係留施設の有効活用により、係留施設の絶対数不足を解消することによって、大淀川での係留船ゼロを目標とすることに関し協議中であるとしている。

このこともあって、宮崎河川国道事務所では、発見した不法係留船に対する不法行為の是正のための措置としては、所有者情報の把握や係留実態の確認にとどまっている。

今回、上記の不法係留船 59 隻のうち、宮崎河川国道事務所が平成 25 年度までに把握（発見）済みの 52 隻について、同事務所における撤去指導の実施状況をみたところ、行為者に対する撤去指導が一度も行われてないものが 49 隻認められ、この中には把握（発見）から当局調査日（平成 26 年 7 月 18 日）現在で 1 年 6 か月以上経過しているものも 24 隻含まれている。

表 2 - (3) - ⑦

#### 【所見】

したがって、九州地方整備局は、河川における不法係留船対策を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 発見した不法係留船については、所有者等の実態把握を行ったものから、速やかに、除却、原状回復等の指導、警告看板の設置等により行為者に対する撤去指導を行うこと。
- ② 不法係留船のうち、船舶の用をなしていない沈船及び破損船については、行為者に対する撤去指導を繰り返し行うとともに、なお是正されないものについては、法令に基づく強制的な撤去措置を講ずるなどして、違法な状態の解消を図ること。

なお、行為者に対する撤去指導・撤去措置に当たっては、係留規制を効率的に実施するため、重点的撤去区域の設定の有無にかかわらず、その事跡を船舶（沈船及び破損船）ごとに整理・記録することが望ましい。

表 2 - (3) - ①

「計画的な不法係留船対策の促進について」(平成 10 年 2 月 12 日付け建設省河川局長)(抜粋)

<p>一 不法係留船対策に係る計画の策定について</p> <p>1 計画の策定</p> <p>不法係留船の数が多し等の理由により計画的な不法係留船対策を講じる必要がある河川については、河川管理者は、不法係留船対策に係る計画（以下「計画」という。）を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に策定し、不法係留船の計画的な撤去を行うこととする。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 計画における不法係留船対策の基本的考え方は、次のとおりである。</p> <p>① 不法係留船の係留による河川管理上の支障の程度等を勘案し、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域（以下「重点的撤去区域」という。）を年次的に設定し、この区域において強制的な撤去措置を実施するものとする。なお、重点的撤去区域は年次的に拡大していくものであり、恒久的係留・保管施設の設置が認められた区域を除き、最終的には全ての河川の区域が重点的撤去区域となるものである。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 重点的撤去区域及び暫定係留区域以外の河川の区域については、法第 77 条の規定に基づく河川監理員の指示も含めて適切な指導を行うものとする。ただし、河川管理上の必要が生じた場合には、強制的な撤去措置を実施するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 計画の策定手続</p> <p>計画は、次の手続に基づき策定するものとする。</p> <p>① 河川管理者、地方公共団体、他の公共水域管理者、警察機関、学識経験者等からなる河川水面の利用調整に関する協議会（以下「協議会」という。）を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に設置すること。なお、既に類似の組織が地方公共団体にある場合には当該組織を活用しても差し支えないものとする。</p> <p>② 協議会は、地域住民の意見を聴きつつ、計画の内容を検討すること</p> <p>③ 河川管理者は、協議会の意見を聴きつつ、計画を策定すること</p>
--

表 2-(3)-② 抽出 6 水系に係る平成 10 年河川局長通達に基づく計画的な不法係留船対策の実施状況

水系名 区分	遠賀川	六角川	五ヶ瀬川	緑川	菊池川	大淀川
河川（国道） 事務所名	遠賀川河川 事務所	武雄河川事 務所	延岡河川国 道事務所	熊本河川国 道事務所	菊池川河川 事務所	宮崎河川国 道事務所
不法係留船 数（隻）	779	333	304	230	205	56
協議会の設 置状況	平成 22 年 9 月設置	未設置	未設置	平成 24 年 2 月設置	未設置	平成 20 年 12 月設置
計画の策定 状況	平成 23 年 2 月策定	未策定	未策定	未策定	未策定	未策定

(注) 1 当局の調査結果に基づき作成した。

- 2 「不法係留船数（隻）」欄には、「平成 22 年度プレジャーボート全国実態調査」（国土交通省が水産庁と共に概ね 4 年に 1 回、全国の港湾、河川及び漁港を対象に実施しているもの）による実績を掲げた。

表 2-(3)-③ 遠賀川河川事務所における平成 10 年河川局長通達に基づく計画的な不法係留船対策の実施状況

区分	内容等
不法係留船対策に係る計画（概要）	<p>（計画の策定状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「遠賀川河口域利用対策協議会」（平成 22 年 9 月設立）の意見を踏まえた上で、23 年 2 月に「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書」を策定</li> </ul> <p>（重点的撤去区域）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠賀川河口域の河川特性（治水、環境等）及び不法係留船の係留状況を踏まえ、強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川区域について、重点的撤去区域を設定。当該区域は、第 1 期から第 5 期まで段階的に設定・拡大</li> <li>○ 重点的撤去区域に設定された河川区域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、船舶の係留規制（強制撤去）を徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的には、所有者が判明している船舶については、河川法及び行政代執行法に基づき、船舶所有者に対し行政指導・監督処分・戒告等により自主撤去を促し、それでも自主撤去されない場合は、代執行令等の手続を経て、河川管理者が船舶所有者に代わり不法係留船を強制撤去（行政代執行）。</li> <li>一方、所有者が不明な船舶については、河川法第 75 条の規定に基づく簡易代執行等により船舶を強制撤去</li> </ul> </li> </ul>

重点的撤去区域の設定状況	第1期：平成23年2月28日公示 第2期：平成24年3月12日公示 第3期：平成25年3月4日公示 第4期：平成26年度下半期公示（予定）															
不法係留船の推移（国直轄河川に係るもの）	<table border="1" data-bbox="472 432 1386 577"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 432 700 479">平成22年9月</th> <th data-bbox="708 432 936 479">23年9月</th> <th data-bbox="944 432 1173 479">24年9月</th> <th data-bbox="1181 432 1386 479">25年9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 490 700 535">716隻</td> <td data-bbox="708 490 936 535">583</td> <td data-bbox="944 490 1173 535">495</td> <td data-bbox="1181 490 1386 535">383</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 546 700 577">(100%)</td> <td data-bbox="708 546 936 577">(81.4)</td> <td data-bbox="944 546 1173 577">(69.1)</td> <td data-bbox="1181 546 1386 577">(53.5)</td> </tr> </tbody> </table>				平成22年9月	23年9月	24年9月	25年9月	716隻	583	495	383	(100%)	(81.4)	(69.1)	(53.5)
平成22年9月	23年9月	24年9月	25年9月													
716隻	583	495	383													
(100%)	(81.4)	(69.1)	(53.5)													

(注) 1 当局の調査結果に基づき作成した。

2 ( ) 書きは、平成22年9月の実績を100とした場合の割合を示す。

表 2 - (3) - ④ 護岸に無許可で設置されている係留柱又は係留環に係留された沈船が、放置されたままとなっているもの

事例の概要

1 西川（遠賀川水系）の河川区域（遠賀川合流点～新西川橋下流）において、次のような不法係留船がみられた。

① 左岸の護岸（コンクリート護岸）に無許可で設置されている係留柱（金属製）に係留された沈船（1 隻）

遠賀川河川事務所では、沈船状態となっている当該船舶を平成 26 年 1 月 20 日に把握しているものの、重点的撤去区域（第 4 期）を設定予定の平成 26 年度下半期から 27 年度にかけて、自主撤去を促した上で強制的な撤去指導等を実施予定としており、また、所有者不明のため経過監視中であるなどとして、沈船としての撤去指導等を行っておらず、当該沈船は、当局の調査日（26 年 7 月 16 日）までの約 6 か月間、撤去されていない。

② 右岸の護岸（コンクリート護岸）に無許可で設置されている係留環（金属製）に係留された沈船（1 隻）

遠賀川河川事務所では、沈船状態となっている当該船舶を平成 24 年 8 月 31 日に把握しているものの、重点的撤去区域（第 4 期）を設定予定の平成 26 年度下半期から 27 年度にかけて、自主撤去を促した上で強制的な撤去指導等を実施予定としており、判明した所有者に対する自宅訪問（不在）、郵便による撤去指導（24 年 11 月 8 日）を行うにとどめていることもあって、当該沈船は、当局の調査日（26 年 7 月 16 日）までの約 1 年 10 か月間、撤去されていない。

③ 右岸の護岸（コンクリート護岸）に無許可で設置されている係留柱（金属製）に係留された沈船（1 隻）

遠賀川河川事務所では、沈船状態となっている当該船舶を平成 25 年 6 月 27 日に把握しているものの、重点的撤去区域（第 4 期）を設定予定の平成 26 年度下半期から 27 年度にかけて、自主撤去を促した上で強制的な撤去指導等を実施予定としており、判明した所有者（所有者の遺族）に対する自宅訪問等による撤去指導（25 年 7 月 2 日以降 5 回）を行うにとどめていることもあって、当該沈船は、当局の調査日（26 年 7 月 16 日）までの約 1 年間、撤去されていない。

なお、当該沈船は、当局の調査時点において、遠賀川河川事務所が設置したオイルフェンスで水面上が囲われているものの、当局の調査当日は油が水面下から漏れた状態となっていた（当局では調査日当日、九州地方整備局を通じて同事務所による対応を要請済み）。



水面下の沈船から油が漏れ出ている状態

2 西川（遠賀川水系）の河川区域（新西川橋下流～島津橋下流端）において、右岸の護岸（コンクリート護岸）に無許可で設置されている係留柱（金属製）に係留された沈船（1隻）がみられた。

遠賀川河川事務所では、沈船状態となっている当該船舶を把握した平成25年10月8日に所有者へ連絡するとともに、重点的撤去区域（第3期）の対象船舶として同年12月11日以降、当該区域における対策に関する説明会の開催や、河川監理員の指示（河川法第77条）、監督処分（同法第75条）等を実施したこともあって、当該沈船は、当局の調査途上で、かつ、沈船状態の把握から約8か月後の26年6月20日までに所有者により自主的に撤去されている。

（注） 当局の調査結果に基づき作成した。

表2-③-⑤ 護岸に無許可で設置されている係留柱に係留された船首が大きく欠けている破損船が、放置されたままとなっているもの

事例の概要

西川右岸（遠賀川水系）の河川区域（遠賀川合流点～新西川橋下流）において、右岸の護岸（コンクリート護岸）に無許可で設置されている係留柱（金属製）に係留された、船首が大きく欠けている破損船1隻がみられた。

遠賀川河川事務所では、当該船舶を平成25年6月27日に把握しているものの、沈船化しておらず早急に対処する必要はなく、また、重点的撤去区域（第4期）を設定予定の平成26年度下半期から27年度にかけて、自主撤去を促した上で強制的な撤去指導等を実施予定としており、把握済みの所有者に対し破損船としての撤去指導を行っておらず、当該破損船は、当局の調査日（26年7月16日）までの約1年間、撤去されていない。



船首が大きく欠けた不法係留船

（注） 当局の調査結果に基づき作成した。



表 2-3-⑥ 「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」(平成 25 年 5 月 22 日付け国水政第 11 号水管理・国土保全局水政課長)の概要

区分	概要
策定目的等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国土交通省及び水産庁が、港湾、河川、漁港等の管理者に向けて策定したもの。当該計画は、九州地方整備局に対し、平成 25 年 5 月 22 日付け国土交通省水管理・国土保全局水政課課長通知として通知済み。</li> <li>○ 放置艇の実効的かつ抜本的な解消、更には既存の水域等を有効活用した利用環境改善や地域振興へ向けて、関係省庁、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携・役割分担の下で取り組むべき施策や更なる対策の強化を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践すること。</li> </ul>
総合的対策を推進するための基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策の推進」、「地域の連携による計画的な対策の推進」、「先進的な取り組みの水平展開による対策の推進」、「民間活用による対策の推進」の 4 点。</li> </ul>
目標及びロードマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 25 年度から 10 年間で計画期間として、港湾・河川・漁港の各水域において、撤去・処理及び収容するための措置を行い、計画期間満了時において平成 22 年全国実態調査結果により把握した沈廃船や所有者不明船を含めた放置船をゼロ隻とする。</li> <li>○ ロードマップ</li> </ul> <div data-bbox="480 1216 1401 1765" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>平成(年度)</p> <p>22 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34</p> <p>● 全国実態調査 ● 全国実態調査 ● 全国実態調査 ● 全国実態調査(最終評価)</p> <p>(中間評価) (中間評価)</p> <p>第1フェーズ 第2フェーズ 第3フェーズ</p> <p>地域レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における検討体制構築</li> <li>・計画の作成、実施</li> <li>・計画の実施(必要に応じて、中間的に計画の見直し)</li> </ul> <p>全国レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例の展開・活用、推進計画の中間評価・見直し、全国実態調査の実施</li> </ul> </div>

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

表 2-(3)-⑦ 宮崎河川国道事務所における不法係留船に対する撤去指導の  
実施状況

宮崎河川国道事務所が平成 25 年度までに把握（発見）済みの不法係留船（隻数） (A)	Aのうち、行為者に対する撤去指導が行われているもの (B)	Aのうち、行為者に対する撤去指導が一度も行われていないもの (C)	Cのうち、宮崎河川国道事務所の把握（発見）から 1 年 6 か月以上経過しているもの (D)
52	3	49	24

- (注) 1 本表は、宮崎河川国道事務所の管理している大淀川水系（5 河川）において、当局が実地に調査した結果、把握した不法係留船 59 隻について作成した（平成 26 年 7 月 18 日現在）。
- 2 「行為者に対する撤去指導が行われているもの（B）」欄に記載している 3 件の内訳は、i）出張所職員が当該船舶を把握した当日に、口頭で撤去指導した例（1 件）及び ii）出張所職員が当該船舶を把握した日（平成 25 年 11 月 12 日）から約 6 か月経過し、当局の調査途上である 26 年 6 月 2 日に、口頭で撤去指導した例（2 件）である。

(4) 洪水に備えた河川敷駐車場の使用制限の徹底

所見表示	説明図表番号
<p>公共用物である河川は基本的には誰もが自由に使用できるものであるが、河川敷地への車両進入については、洪水等により車両が浸水、流出した場合の搭乗者の身の危険、河川管理施設への損傷、河川環境への影響等が懸念されている。</p> <p>河川敷地内の駐車場については、準則第七第1項に基づく占用許可の対象施設とされていないが、準則第七第2項により、河川公園等の占用施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場については、占用を許可することができるものとされている。ただし、この場合においては、①公園等施設の利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止、②使用禁止時間帯における車両の撤去、③洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付するものとされている。</p> <p>遠賀川河川事務所では、占用許可時に、河川敷公園の駐車広場管理規則等の策定状況を確認するなどにより適切な使用制限等が実施されるかについても審査しているとして、利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止などの使用制限に係る許可条件を付していない。</p>	<p>表2-(1)-② (再掲)</p>
<p>しかしながら、遠賀川河川事務所管内では、平成24年度に中間市内の遠賀川河川敷に駐車していた車両3台が大雨で浸水しているほか、平成26年7月3日の大雨でも、中間市内の遠賀川河川敷で2台、直方市内の遠賀川河川敷で1台の車両が浸水する事故が発生している。</p>	<p>表2-(4)-① 表2-(4)-②</p>
<p>今回、中間市、直方市、田川市及び福智町の4市町について、河川敷公園の駐車広場管理規則等の策定状況を確認したところ、次のとおり、2市町においては、現行では利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止などの使用制限が規定されていない状況がみられた。</p> <p>① 中間市では、現行の駐車広場管理規則に改正(平成19年8月)する以前は、民間業者に許可を出して車両の駐車を認めていたが、業者が許可の範囲を超えて駐車するなどし、一般市民から駐車できないとの苦情が出ていた。これを契機に、幅広く市民に開放するという趣旨で、改正後の規則では、利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止など使用制限に係る規定を設けていない。</p> <p>② 福智町では、平成18年3月に3町合併して以降、駐車広場管理規則を策定していない。</p>	<p>表2-(4)-③</p>
<p>また、上記4市町のオートキャンプ場を含む駐車広場6施設について、占用の許可受者(市町村)における洪水に備えた使用制限の取組状況を調査したところ、駐車広場管理規則等において利用可能な時間帯を定めて現地にも表示するとと</p>	<p>表2-(4)-④</p>

もに、利用時間外、洪水時には進入防止チェーンを張るなど、車両の浸水及び流出防止対策を講じている施設もみられる一方、次のように対策が不十分な状況も見られた。

- ① 利用時間帯を制限する旨の看板は設置されているものの、チェーン等の進入防止設備も無いことから、駐車場付近の事業所職員や来訪者等による時間外駐車常態化しており、洪水時には付近の事業所等への車両の移動を呼びかけているものの、連絡が行き届かず、車両の浸水事故が発生しているもの（中間市：河川敷公園駐車広場）
- ② 利用時間帯が規定されておらず、進入防止設備は設けてあるものの常時開放されており、現地に洪水時の避難に係る警告看板等も設置されていないもの（福智町：彦山川・中元寺川河川公園駐車広場及び彦山川・中元寺川河川公園オートキャンプ場）。

#### 【所見】

したがって、九州地方整備局は、洪水等による車両の流出、浸水を防止する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 占用許可を与えている河川敷公園等の駐車広場について、現行の駐車広場管理規則等により、利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止などの使用制限について規定されているかを確認すること。
- ② 更新許可審査時に、駐車広場に係る進入防止設備の設置状況、洪水時における使用制限の警告看板の設置状況など現行の駐車広場管理規則等に規定されている事項の取組状況を確認すること。

表 2 - (4) - ① 河川敷内に駐車していた車両が浸水した事例 (平成 24 年度)

発生年月日	河川名	場所 (位置)	浸水台数
平成 24 年 7 月 14 日	遠賀川	中間市遠賀川河川敷公園市民中央広場 (右岸 9K 付近)	1 台
平成 24 年 7 月 14 日	遠賀川	中間市遠賀川河川敷公園駐車広場 (右岸 10.7K 付近)	2 台

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (4) - ② 河川敷内に駐車していた車両が浸水した事例 (平成 26 年度)

発生年月日	河川名	場所 (位置)	浸水台数	事故時の対応
平成 26 年 7 月 3 日	遠賀川	中間市遠賀川河川敷公園市民グラウンド付近 (右岸 10.350K 付近)	1 台	中間市では、遠賀川が増水を始めた午前から車両の移動を呼びかけたが、移動されない車両については警察に連絡。警察では所有者に連絡は取れたが、所有者が近くにいないため、車両を移動することができずに浸水したものの。 ※ 中間市では、洪水時に移動されない車両の強制移動は行っていない。
平成 26 年 7 月 3 日	遠賀川	中間市遠賀川河川敷公園駐車広場 (右岸 10.7K 付近)	1 台	同上
平成 26 年 7 月 3 日	遠賀川	直方市遠賀川河川敷公園野球場付近 (右岸 17.980K 付近)	1 台	直方市では、駐車広場については、増水時の駐車広場への進入規制や駐車車両の移動の呼びかけを行い、移動されない車両については、市のトラクター等を使い強制移動することとしているが、駐車場部分ではない野球場付近に駐車していた車両は事前に把握できず、移動ができなかったため、浸水したものの。

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (4) - ③ 駐車広場管理規則等の策定状況

区 分		当初占用許可時	現行（直近改正分）	
中間市	規則等名	中間市遠賀川河川敷公園駐車広場管理規則	同左	
	制定年月（改正年月）	昭和 52 年 4 月	平成 19 年 8 月	
	利用時間の規定	○	×	
	洪水時の対応の規定	進入禁止・移動の誘導	○	×
		使用者への危険の連絡	○	×
管理者による車両の強制移動		○	×	
直方市	規則等名	遠賀川河川敷公園駐車広場管理規則	同左	
	制定年月（改正年月）	昭和 52 年 4 月	平成 20 年 3 月	
	利用時間の規定	○	○	
	洪水時の対応の規定	進入禁止・移動の誘導	○	○
		使用者への危険の連絡	○	○
管理者による車両の強制移動		○	○	
田川市	規則等名	田川市市民広場の設置及び管理に関する条例・田川市市民広場管理規則	田川市市民広場の設置及び管理に関する条例	
	制定年月（改正年月）	昭和 53 年 5 月	平成 20 年 9 月	
	利用時間の規定	○	○	
	洪水時の対応の規定	進入禁止・移動の誘導	○	○ } (注) 2
		使用者への危険の連絡	○	
管理者による車両の強制移動		○		
福智町	規則等名	赤池町町民広場管理規則	策定されていない。	
	制定年月（改正年月）	昭和 55 年 12 月		
	利用時間の規定	○		
	洪水時の対応の規定	進入禁止・移動の誘導		○
		使用者への危険の連絡		○
管理者による車両の強制移動		○		

(注) 1 当局の調査結果による。

2 田川市は、平成 18 年度以降、駐車広場の利用を原則禁止（チェーンで閉鎖）しており、イベント開催時に限り、安全を確認した上で利用させている。

表 2-(4)-④ 駐車広場における利用時間の掲示、進入防止設備の設置状況等

市町	駐車広場名	占用許可年月日（占用期限）	占用面積等	利用時間の有無、掲示等	進入防止設備（チェーン等）の有無	近年の車両浸水等の状況
中間市	河川敷公園 駐車広場（1面）	H13.12.12 (H23.3.31)	5,582.85 m <sup>2</sup>	利用時間掲示の看板はあるが、進入防止設備はないため、実質的な利用時間の制限は無く、夜間、土日でも駐車可	無	近年事例あり (表2-(4)-①、表2-(4)-②参照)
直方市	直方リバー サイドパーク 駐車広場 (3面)	H22.11.16 (H32.3.31)	① 9,642.52 m <sup>2</sup> ② 10,130.60 m <sup>2</sup> ③ 4,155.00 m <sup>2</sup>	利用時間掲示の看板あり	有（利用時間外は進入坂路入り口にチェーンを張る）	事例なし。
	直方リバー サイドパーク オートキャンプ場（1面）	H22.11.16 (H32.3.31)	6,807.60 m <sup>2</sup>	利用時間の制限なし。市ホームページには河川の増水・その他気象条件により使用できない事がある旨の記載あり。	有（常時、車止めのポールが立っており、利用者は市役所からポールを下ろす鍵を借りる。土日・祝日は宿直から鍵を借りる。）	利用中に増水した場合は、夜間・休日でも移動を呼びかけるが、近年事例なし。
田川市	田川市市民 広場駐車広場（3面）	H25.3.29 (H35.3.31)	① 1,393.18 m <sup>2</sup> ② 1,673.03 m <sup>2</sup> ③ 1,696.21 m <sup>2</sup>	通常は使用不可。祭りやイベントを開催する際に主催者に対し許可を出して駐車を認めている。	有（常時、進入坂路にチェーンが張っている。）	イベント時の増水する場合は、利用許可を取り消すが、近年事例なし。
福智町	彦山川・中元 寺川河川公園 駐車広場 (3面)	H24.6.25 (H34.3.31)	① シンボル公園（約90台） ② 多目的広場 ③ 中元寺川河川公園	利用時間の制限なし。①には、出水時の利用禁止及び車両の移動勧告を行う旨の看板あり。	進入防止設備（チェーン）はあるが、常時開放	事例なし。
	彦山川・中元 寺川河川公園 オートキャンプ場（2面）	H24.6.25 (H34.3.31)	① シンボル公園（6台） ② 多目的広場（6台）	利用時間の制限なし。①には、出水時の利用禁止及び車両の移動勧告を行う旨の看板あり。	進入防止設備（チェーン）はあるが、常時開放	オートキャンプ場の利用自体が近年なし。

(注) 当局の調査結果による。